

第507回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年2月18日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館（web開催）

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題 第1号議案 全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について
(委員会指示)

第2号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会
指示)

第3号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員
会指示)

第4号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指
示)

第5号議案 くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について(諮問)

第6号議案 くろまぐろ等に関する令和4管理年度における知事管理漁
獲可能量の設定について(諮問)

第7号議案 茨城県海面漁業調整規則の改正について(諮問)

第8号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕について

第9号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に
関する基本計画(第8次茨城県栽培漁業基本計画)」の策
定について(諮問)

第10号議案 知事許可漁業における有効期間中の許可の扱いについて

6 報告事項 (1)令和4年冬春期の沿岸漁海況予報について

7 その他

8 閉 会

第507回茨城海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和4年2月18日午後2時から ウェブ開催

1 漁業調整委員会委員

会長・学識委員	高濱	芳明
会長代理・漁業者委員	飛田	正美
漁業者委員	磯前	昌宏
漁業者委員	鈴木	稔子
漁業者委員	根本	経子
漁業者委員	木村	勲均
中立委員	村中	英男
漁業者委員	岡田	憲明
中立委員	青木	浩二
漁業者委員	長岡	純也
学識委員	日向野	正特
漁業者委員	鈴木	正義
漁業者委員	宇佐美	孝夫
漁業者委員	湯浅	明宏
中立委員	関根	
学識委員	吉田	彰

2 茨城県

農林水産部次長兼漁政課長	土屋	圭巳
漁政課課長補佐	鴨下	真吾
漁政課係長	益子	剛幸
漁政課主任	松井	俊良
水産振興課課長補佐	武士	和真
水産振興課主任	多賀	誠之
水産試験場場長	川野	辺紀
水産試験場回遊性資源部長	須能	佑太
水産試験技師	高橋	健策
水産試験技師	大森	

3 事務局

事務局長	茅根	正洋
副主査	細金	正勇



資料No. 1

茨海利協第 2 号
令和 4 年 1 月 2 7 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成 司



全長 30 cm 未満のひらめの採捕禁止に関する委員会指示
について (答申)

令和 3 年 1 2 月 2 0 日付け茨漁調委諮問第 1 号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ㊟
(電話番号)

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、
下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称



ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由



資料No. 2

茨海利協第 3 号
令和 4 年 1 月 2 7 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成 司



保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止に関する委員会指示
について（答申）

令和 3 年 1 2 月 2 0 日付け茨漁調委諮問第 2 号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

保 護 区 域		基 点 等 の 位 置
区 域		
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識

鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエの 各点を順次に結ん だ線とア、オ及び 最大高潮時海岸線 によって囲まれた 区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸
--------------	---	---

- 2 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ⑩
(電話番号)

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号 保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称



保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

⑩

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由



資料No. 3

茨海利協第 4 号
令和 4 年 1 月 2 7 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成 司



河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止に関する
委員会指示について（答申）

令和 3 年 1 2 月 2 0 日付け茨漁調委諮問第 3 号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和4年5月1日から令和4年12月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 (印)
(電話番号)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

㊟

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

追 加

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

㊟

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由



資料No. 4

茨海利協第 5 号
令和 4 年 1 月 2 7 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成 司



ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示
について (答申)

令和 3 年 1 2 月 2 0 日付け茨漁調委諮問第 4 号で諮問のあったこのこ
とについては、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以上の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

資料No. 5 - 1

漁諮問第 17 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり変更したいので、同条第 5 項の規定において準用する同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 2 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、本県のくろまぐろ漁獲可能量の一部を他県に融通（譲渡）したことに伴い農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 6 項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和 3 管理年度における本県の漁獲可能量について当該融通を反映した数量に変更することから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を変更するものである。

別記

令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量

変更後		変更前	
第1 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 26.5トン 2 知事管理区分に配分する数量		第1 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 27.9トン 2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	3.788トン	平潟くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	3.788トン
大津くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	4.963トン	大津くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	4.963トン
川尻くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	2.901トン	川尻くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	2.901トン
久慈町くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	1.089トン	久慈町くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	1.094トン
久慈町くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	1.755トン	久慈町くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	1.755トン
久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	1.339トン	久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	1.339トン
磯崎くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	1.733トン	磯崎くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	1.733トン
那珂湊くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	2.013トン	那珂湊くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	2.013トン
大洗町くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	0.587トン	大洗町くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	0.587トン
鹿島灘くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	0.500トン	鹿島灘くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	5.832トン	はさきくろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	5.832トン

その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0トン	その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0トン
<p>第2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 7.0トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量 茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業に全量を配分する。</p>		<p>第2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 7.0トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量 茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業に全量を配分する。</p>	

別記様式第 12 号（漁業法第 15 条関係）

3 水管第 2739 号

令和 4 年 2 月 8 日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 4 年 2 月 18 日（金）までに提出願います。

記

（表）くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	27.9トン	26.5トン
くろまぐろ (大型魚)	7.0トン	7.0トン

漁 第 1072 号

令和 4 年 2 月 9 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

茨城県知事 大井川 和彦

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会について (回答)

令和 4 年 2 月 8 日付け 3 水管第 2739 号で照会のあったこのことについては、意見ありません。

水産政策審議会第116回資源管理分科会議事次第

令和4年2月8日(火)10時00分～
フクラシア丸の内オアゾホールA
(東京都千代田区丸の内1丁目6-5)

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第375号 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の一部改正(するめいか別紙の変更及びすけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画の別紙追加等)について

諮問第376号 特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ)に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第377号 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について

諮問第378号 特定水産資源(すけとうだらオホーツク海南部)に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第379号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和4年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【審議事項】

・第2回及び第3回資源管理手法検討部会の結果について

【その他】

3 閉 会

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和三年一月十五日農林水産省告示第九十二号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和3管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろに関する令和3管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和3年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分及びみなみまぐろにあつては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>4,238.1トン</u> 二、三（略）</p> <p>第二 くろまぐろ（大型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>6,161.9トン</u> 二、三（略）</p> <p>第三（略）</p>	<p>くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろに関する令和3管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和3年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分及びみなみまぐろにあつては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>4,438.1トン</u> 二、三（略）</p> <p>第二 くろまぐろ（大型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>5,961.9トン</u> 二、三（略）</p> <p>第三（略）</p>

資料No. 5 - 3

表1 令和3管理年度※（第7期）における融通による漁獲可能量の変更

※令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

	変更前	融通（譲渡）量	変更後	2月10日現在漁獲量		
				残数量(変更後)	消化率(変更後)	
小型魚	27.900トン	1.400トン	26.500トン	7.277トン	19.223トン	27.46%
留保(5%)	1.395トン	1.395トン	0.000トン	0.000トン	0.000トン	0.00%
平 潟	3.788トン		3.788トン	1.569トン	2.219トン	41.41%
大 津	4.963トン		4.963トン	1.082トン	3.881トン	21.81%
川 尻	2.901トン		2.901トン	0.460トン	2.441トン	15.85%
会瀬（定置）	1.094トン	0.005トン	1.089トン	0.588トン	0.501トン	54.02%
久慈町	1.755トン		1.755トン	0.022トン	1.733トン	1.25%
久慈浜丸小	1.339トン		1.339トン	0.091トン	1.249トン	6.76%
磯 崎	1.733トン		1.733トン	0.000トン	1.733トン	0.00%
那珂湊	2.013トン		2.013トン	0.194トン	1.819トン	9.64%
大洗町	0.587トン		0.587トン	0.423トン	0.164トン	72.10%
鹿島灘	0.500トン		0.500トン	0.000トン	0.500トン	0.00%
はさき	5.832トン		5.832トン	2.848トン	2.984トン	48.84%

	変更前	融通（譲渡）量	変更後	2月10日現在漁獲量		
				残数量(変更後)	消化率(変更後)	
大型魚	7.000トン		7.000トン	6.150トン	0.850トン	87.86%
	7.000トン		7.000トン	6.150トン	0.850トン	87.86%

【参考】表2 令和2管理年度※（第6期）における融通による漁獲可能量の変更

※令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

	変更前	融通（譲渡）量	変更後	漁獲実績	
				消化率(実績)	
小型魚	28.300トン	2.000トン	26.300トン	16.901トン	64.26%
留保(5%)	1.413トン	1.413トン	0.000トン	0.000トン	0.00%
平 潟	3.844トン		3.844トン	1.416トン	36.83%
大 津	5.036トン		5.036トン	0.573トン	11.38%
川 尻	2.944トン	0.100トン	2.844トン	2.722トン	95.72%
会瀬（定置）	1.109トン		1.109トン	1.088トン	98.13%
久慈町	1.781トン		1.781トン	1.578トン	88.62%
久慈浜丸小	1.359トン		1.359トン	0.797トン	58.65%
磯 崎	1.759トン		1.759トン	1.231トン	70.00%
那珂湊	2.042トン	0.100トン	1.942トン	1.825トン	93.96%
大洗町	0.596トン		0.596トン	0.274トン	45.99%
鹿島灘	0.500トン		0.500トン	0.051トン	10.26%
はさき	5.917トン	0.387トン	5.530トン	5.344トン	96.64%

	変更前	融通（譲渡）量	変更後	漁獲実績	
				消化率(実績)	
大型魚	6.800トン	2.200トン	4.600トン	1.882トン	40.90%
	6.800トン	2.200トン	4.600トン	1.882トン	40.90%

1. 配分量の融通は、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取り組みである。
2. 融通を行う者同士の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡のいずれも許容する。
3. 融通の形態については、①小型魚(30キログラム未満)と大型魚(30キログラム以上)の交換、②今管理期間と翌管理期間の間の交換、③譲渡のいずれかにより行う。
4. 融通の上限値を規定し、融通後の数量の遵守義務を明示する。
5. 他の都道府県等に融通したことで配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合は、国の留保を放出して対応する。

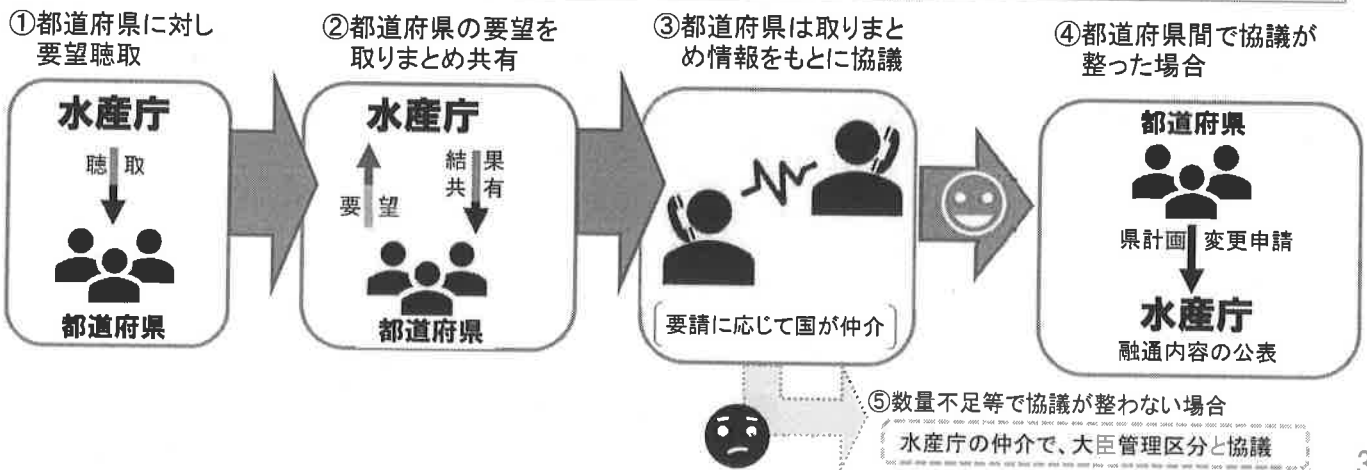
配分量の融通のイメージ

- 我が国の漁獲可能量は資源管理基本計画において、大臣管理漁業と都道府県に分けていることから、まずはその範囲内で融通を行う。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- 大臣管理漁業と都道府県との融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



融通の具体的な手続き

- 融通を円滑に進めるため、水産庁は原則、年に2回(9月及び翌1月)、都道府県に対し融通の要望調査を行う。
- 水産庁は要望調査結果について、融通に参加する都道府県に情報提供する。
- 都道府県は情報に基づき、他の都道府県との協議を個別に行うことを基本とする。国に仲介の要請があった場合は国が調整する。
- 大臣管理区分と都道府県との融通については、都道府県間の協議が整わない都道府県から要請があった場合、当該都道府県と大臣管理区分との間の融通の協議を水産庁が仲介して行う。

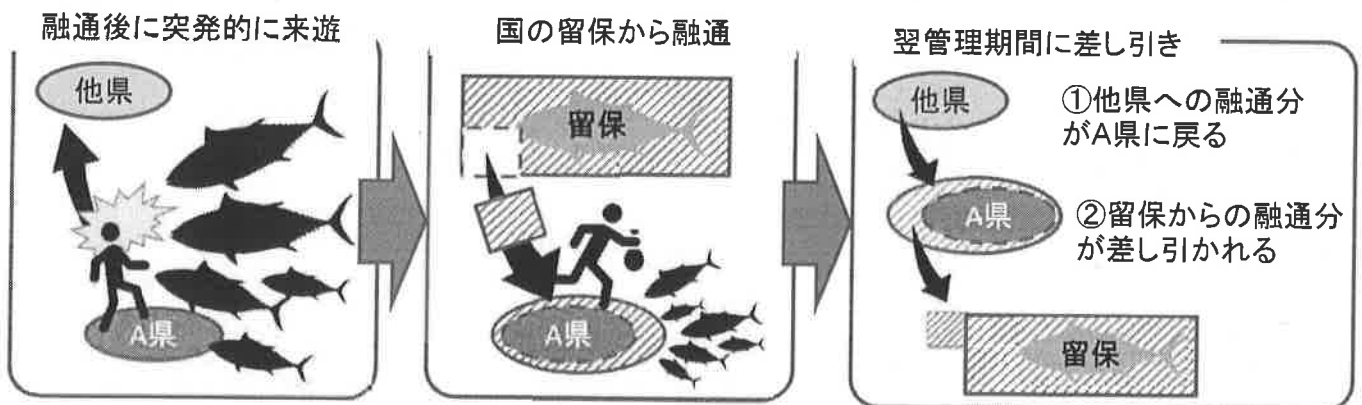


32

融通した側が配分量を超過した場合の救済措置

- 他の都道府県等へ融通したことにより配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保を放出して対応する。
- この場合、国の留保から対応した数量は、翌管理年度の配分量から差し引く。

○ 融通後に突発的に来遊した場合の救済措置(今漁期と翌漁期の交換)



33



資料No. 6 - 1

漁諮問第 18 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 2 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 4 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

別記

令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
23.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.235トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	4.238トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.477トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)定置漁業	0.934トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.499トン
久慈浜丸くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.143トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.480トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.718トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.502トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	4.980トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.2トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。

第3 すけとうだら太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

3水管第2462号
令和3年12月24日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)
くろまぐろ (小型魚)	23.9トン
くろまぐろ (大型魚)	6.2トン



茨城県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群	現行水準	0.00	10 トン未満
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.15%	104

（注記）基本シェアの算定期間（するめいか：平成 30 年から令和 2 年、その他：平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない



表1 茨城県における令和4管理年度(第8期)くろまぐろ(小型魚・大型魚)漁獲可能量

小型魚	令和4管理年度(第8期)		令和3管理年度(第7期)	
	当初(案)		当初	繰越配分後
茨城県	23.900トン		18.900トン	27.900トン
県留保分(5%)	1.194トン		0.945トン	1.395トン
平 潟	3.235トン		2.527トン	3.788トン
大 津	4.238トン		3.311トン	4.963トン
川 尻	2.477トン		1.935トン	2.901トン
会瀬(定置)	0.934トン		0.729トン	1.094トン
久慈町	1.499トン		1.171トン	1.755トン
久慈浜丸小	1.143トン		0.893トン	1.339トン
磯 崎	1.480トン		1.156トン	1.733トン
那珂湊	1.718トン		1.343トン	2.013トン
大洗町	0.502トン		0.500トン	0.587トン
鹿島灘	0.500トン		0.500トン	0.500トン
はさき	4.980トン		3.890トン	5.832トン

大型魚	令和4管理年度(第8期)		令和3管理年度(第7期)	
	当初(案)		当初	繰越配分後
茨城県	6.200トン		6.000トン	7.000トン
県全体	6.200トン		6.000トン	7.000トン

表2 くろまぐろ(小型魚) 漁獲可能量の県内での配分割合算定根拠

漁業協同組合	H22		H23		H24		H25		H26		漁協別割合 (H22-26)
	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	
平 潟	4,989	25.582	5,248	8.724	4,747	22.633	1,633	7.344	634	7.435	14.344
大 津	6,752	34.622	3,471	5.770	954	4.548	4,445	19.993	2,476	29.030	18.793
川 尻	1,758	9.014	513	0.853	2,106	10.041	4,054	18.235	1,431	16.780	10.985
会瀬(定置)	462	2.369	84	0.140	834	3.976	1,517	6.823	631	7.397	4.141
久慈町	1,869	9.584	3,954	6.573	1,259	6.003	2,257	10.150	78	0.919	6.646
久慈浜丸小	978	5.015	1,759	2.924	517	2.465	1,953	8.784	525	6.160	5.070
磯 崎	980	5.025	2,462	4.093	1,258	5.998	1,426	6.413	963	11.286	6.563
那珂湊	1,064	5.456	4,175	6.941	1,246	5.941	1,623	7.300	1,064	12.470	7.621
大洗町	312	1.600	505	0.840	637	3.037	929	4.180	125	1.466	2.224
鹿島灘	36	0.185	1,014	1.686	568	2.708	660	2.967	8	0.098	1.529
はさき	302	1.549	36,969	61.457	6,848	32.650	1,736	7.809	593	6.957	22.084
計	19,502	100.000	60,154	100.000	20,974	100.000	22,233	99.998	8,529	100.000	100.000

茨城県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるも

のとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1-3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1 の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

2 大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

- 中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：10月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：9月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：10月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：10月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：11月から翌年1月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
1から11の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95%を平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を500キログラムとし、配分数量が500キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

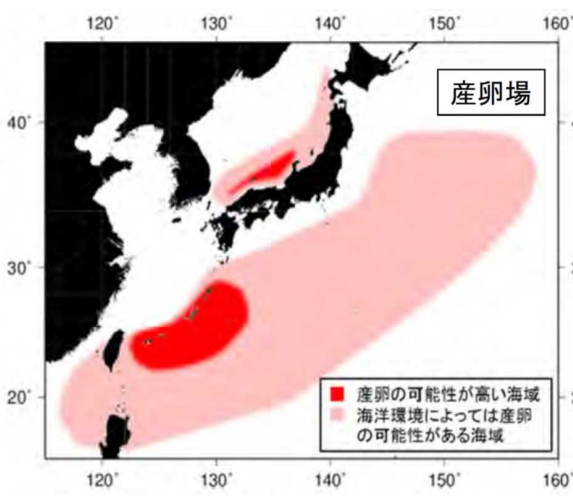
第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。

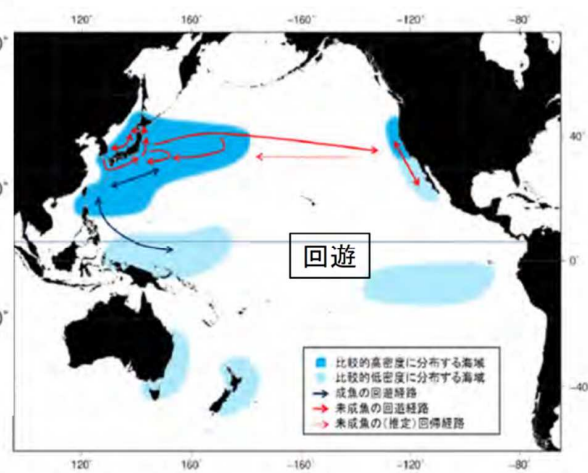
太平洋クロマグロの分布・生態について

資料No.6-6

- 産卵場は、日本水域が中心(南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部)
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊(メキシコにより漁獲)



産卵期: 日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月

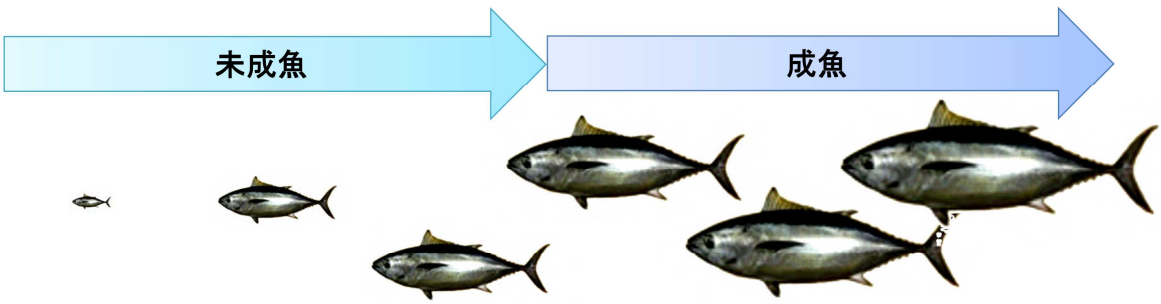


資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

「太平洋クロマグロの資源管理について(令和4年2月水産庁)」より

I-2. 太平洋クロマグロの成長について

- 3歳で一部が成熟開始(卵を産み始める)、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。



0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19.1cm	58.6cm	91.4cm	118.6cm	141.1cm	159.7cm
0.2kg	4.4kg	16.1kg	34.5kg	58.4kg	85.2kg
漁獲の対象となり始める			全体の20%が成熟	全体の50%が成熟	全体の100%が成熟

資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

「太平洋クロマグロの資源管理について(令和4年2月水産庁)」より

令和3管理年度の漁獲状況(令和3年12月31日時点、令和4年1月31日公表)

(単位:トン)

30kg未満小型魚	2,220.0	【漁獲可能量 4,438.1】	(消化状況 50.0%)
		(うち 留保 253.0)	
△ 大臣管理区分	1,081.7	【漁獲可能量 1,443.5】	(消化状況 74.9%)
△ くらまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業	961.7	【漁獲可能量 1,326.9】	
△ くらまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等	39.8	【漁獲可能量 48.4】	
▲ くらまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業	80.3	【漁獲可能量 68.2】	
都道府県	1,138.4	【漁獲可能量 2,741.6】	(消化状況 41.5%)

都道府県別漁獲状況

小型魚

令和3管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
△ 秋田県	25.2	32.6
△ 山形県	15.5	18.1
新潟県	64.8	129.5
富山県	57.4	126.0
石川県	39.5	128.1
福井県	8.4	47.2
京都府	0.3	43.6
兵庫県	4.9	8.0
鳥取県	2.9	10.0
島根県	59.7	101.1
山口県	21.0	129.7
福岡県	7.0	16.8
佐賀県	0.1	4.0
長崎県	269.8	827.7
熊本県	2.9	12.7

都道府県	実績	漁獲可能量
△ 北海道	81.1	111.5
△ 青森県	270.3	358.1
△ 岩手県	70.0	91.5
宮城県	37.6	65.9
福島県	0.4	12.8
茨城県	4.6	27.9
千葉県	7.6	82.0
東京都	1.1	14.9
神奈川県	8.4	44.1
静岡県	12.1	33.3
愛知県	0.0	0.1
三重県	14.7	49.3
大阪府	0.0	0.1
和歌山県	11.0	32.1
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.3
徳島県	5.5	15.4
香川県	0.1	0.1
愛媛県	0.8	14.8
高知県	22.3	104.2
大分県	0.5	3.7
宮崎県	2.9	21.1
鹿児島県	9.7	23.1
沖縄県	0.0	0.1

※1 漁獲可能量は、2021年12月27日公表の値を使用。
 ※2 実績は少数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

令和4年2月16日現在
茨城県 7.5432t
(27.04%)

「太平洋クロマグロの資源管理について(令和4年2月水産庁)」より

令和3管理年度の漁獲状況(令和3年12月31日時点、令和4年1月31日公表)

(単位:トン)

△ 30kg以上大型魚	5,021.6	【漁獲可能量 5,961.9】	(消化状況 84.2%)
		(うち 留保 81.7)	
△ 大臣管理区分	3,794.1	【漁獲可能量 3,955.0】	(消化状況 95.9%)
△ くらまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業	3,230.0	【漁獲可能量 3,373.3】	
△ くらまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等	9.9	【漁獲可能量 10.3】	
△ くらまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業	554.3	【漁獲可能量 571.4】	
都道府県	1,227.6	【漁獲可能量 1,925.2】	(消化状況 63.8%)

都道府県別漁獲状況

大型魚

令和3管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	15.0	43.5
△ 山形県	14.4	14.4
新潟県	34.8	66.1
富山県	1.9	16.0
石川県	7.7	13.9
福井県	2.5	16.1
京都府	7.3	34.0
兵庫県	3.1	9.4
鳥取県	0.5	1.6
島根県	16.9	30.6
山口県	10.7	36.4
福岡県	0.5	7.9
佐賀県	0.0	8.2
長崎県	31.5	177.9
熊本県	2.2	3.8

都道府県	実績	漁獲可能量
△ 北海道	255.6	293.9
△ 青森県	438.0	543.1
△ 岩手県	65.4	75.8
宮城県	19.8	34.4
福島県	0.0	1.0
△ 茨城県	5.9	7.0
千葉県	22.4	52.1
東京都	12.5	39.9
△ 神奈川県	8.4	10.8
静岡県	1.2	33.0
愛知県	0.0	1.0
三重県	4.3	25.8
大阪府	0.0	1.0
和歌山県	11.0	39.0
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
徳島県	4.2	9.9
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.4	6.6
高知県	11.6	20.7
大分県	1.1	6.9
△ 宮崎県	18.8	25.3
鹿児島県	6.1	11.6
△ 沖縄県	193.4	203.6

※1 漁獲可能量は、2021年12月27日公表の値を使用。
 ※2 実績は少数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

令和4年2月16日現在
茨城県 6.1498t
(87.85%)

「太平洋クロマグロの資源管理について(令和4年2月水産庁)」より

漁業法に基づく管理措置について

大臣管理区分における漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、**大臣は、当該管理区分の漁獲量等を公表**（法31条）

採捕数量の公表後、大臣管理漁獲可能量の超過を防ぐため必要があると認められる場合には、**大臣は、再捕者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる**（法32条）

※ 強制力を有しない行政指導

漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、採捕停止等を命令することができる（法33条）

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、使用船舶について停泊命令をすることができる（法34条）

違反者には罰則適用
3年以下懲役又は
300万円以下罰金

第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

配分量の融通のイメージ

- 我が国の漁獲可能量は資源管理基本計画において、大臣管理漁業と都道府県に分けていることから、まずはその範囲内で融通を行う。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- 大臣管理漁業と都道府県との間の融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



令和3年12月10日 令和4管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会(くろまぐろ)資料より

繰越しの基本的な考え方

- 2021(令和3)年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、我が国の漁獲上限のうち未利用分について、令和3管理年度と同様に漁獲上限の17%を上限に繰越可能となった。
- 国内ルールでは、大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分の原資とする。)
- なお、繰越上限(10%)を超える数量は国の留保とするが、過去の超過数量の差引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和3管理年度の配分量が150トン(当初配分100トン+追加配分50トン)のA県で、令和3管理年度の漁獲実績が120トン、未利用分が30トンの場合。



「太平洋クロマグロの資源管理について(令和4年2月水産庁)」より

漁諮問第 16 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）を別紙のとおり
改正したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 8 項の規定
により意見を求める。

令和 4 年 2 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦



茨城県海面漁業調整規則の改正概要

1 規則の目的

漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、茨城県海面における漁業調整及び水産資源の保護培養等を図ることを目的とする。

2 改正の理由

茨城県海面では、漁業調整及び水産資源の保護培養の観点から、茨城県海面漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第41条の規定により、遊漁者等の漁具漁法を制限している。

その一方、地元自治体及びカジキ釣り愛好家から、地域振興に資することを理由に、本県海域におけるカジキトローリング大会の開催要望が出されたことから、平成18年より調整規則第44条に基づき、地域への経済波及効果や水産資源との競合を調査することを目的に、当該大会に限ったトローリングによるカジキ採捕の特別採捕許可を発給し、対応してきた。

今般、県においてカジキトローリング大会を地域振興策の柱に位置付けていることから、遊漁者が使用できる漁具漁法に海域を限定した「ひき縄釣」を加えることを内容として調整規則の改正を行う。

なお、遊漁者の無秩序なひき縄釣による漁場及び資源利用上の競合等の混乱を避けるため、規則改正後は、茨城海区漁業調整委員会指示による承認制とし、漁業調整上及び水産資源の保護培養上支障が無いものに限って遊漁者によるひき縄釣を認めることで、適切に管理していくこととする。

3 改正の内容

遊漁者等が使用できる漁具漁法として、「ひき縄釣（北緯 36 度 00 分の線，宮城県金華山東端から 189 度に引いた線，北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。）において行うものに限る。）」を新設（第 41 条第 1 項第 6 号）

※ひき縄釣：釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法

公布文（案）

茨城県規則第 号

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項に次の1号を加える。

(6) ひき縄釣（北緯36度00分の線，宮城県金華山東端から189度に引いた線，北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。）において行うものに限る。）

付 則

（施行期日）

1 この規則は，令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

茨城県海面漁業調整規則新旧対照表

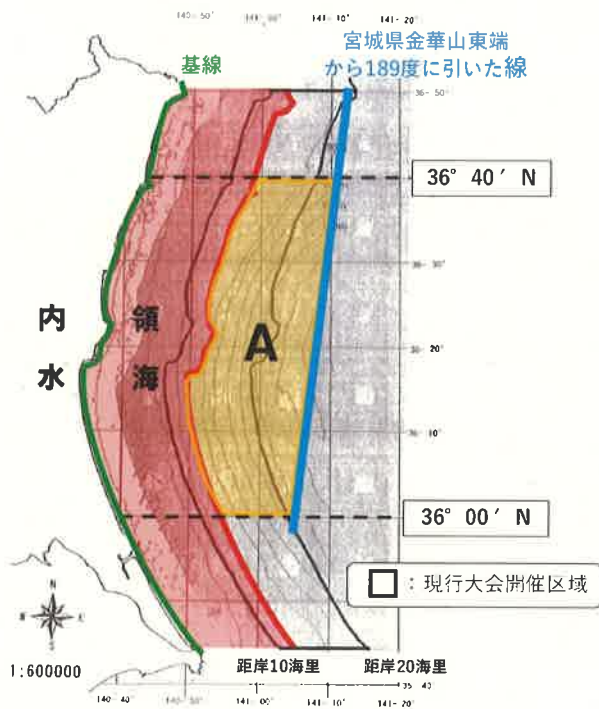
改正案	現行
<p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第 41 条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）</p> <p>(2) たも網及び叉手網</p> <p>(3) 投網（船を使用しないものに限る。）</p> <p>(4) やす及びはし（幅 20 センチメートル未満、爪の長さ 5 センチメートル未満、柄の長さ 50 センチメートル未満のものであって、網をつけないものに限る。）</p> <p>(5) 徒手採捕</p> <p>(6) <u>ひき縄釣（北緯 36 度 00 分の線、宮城県金華山東端から 189 度に引いた線、北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。）において行うものに限る。）</u></p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>(1) 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p>	<p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第 41 条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）</p> <p>(2) たも網及び叉手網</p> <p>(3) 投網（船を使用しないものに限る。）</p> <p>(4) やす及びはし（幅 20 センチメートル未満、爪の長さ 5 センチメートル未満、柄の長さ 50 センチメートル未満のものであって、網をつけないものに限る。）</p> <p>(5) 徒手採補</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>(1) 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p>

○ 漁業調整規則の改正内容について

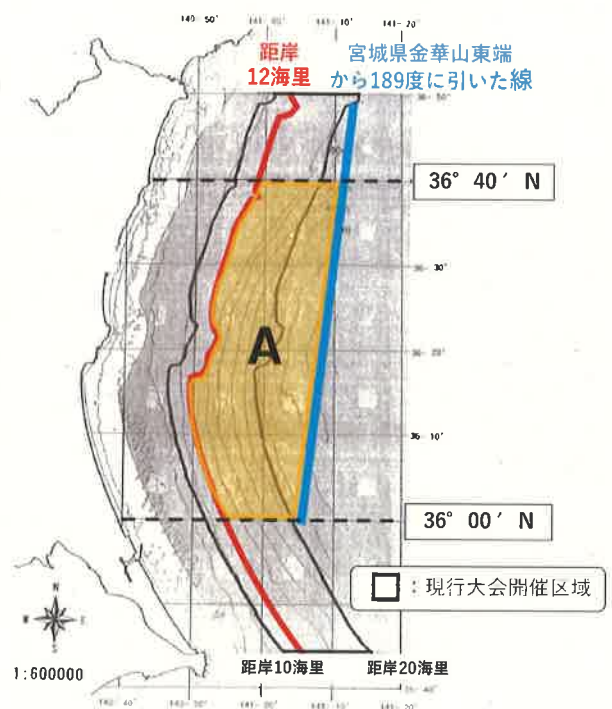
水産庁との協議において、大会への外国人の参加を領海の外（EEZ）に限って可能にするための省令改正を行うためには、遊漁者等によるひき縄釣が行える海域が調整規則に規定されている必要があるとの見解が示された。

これにより、今回の調整規則の改正においては、3本の線及び陸岸で囲まれた海域から領海及び内水を除く形で同海域を表記することとしている。

調整規則の改正により
遊漁者等のひき縄釣を解除する海面（A）



今後の大会開催予定海域（A）
R3. 11. 16 調整委員会説明



(参考) 使用した用語について

「領海及び接続水域に関する法律」

領海 第1条「基線からその外側十二海里の線までの海域とする。」

基線 第2条「低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。」

「海洋法に関する国際連合条約」

内水 第8条「領海の基線より陸地側の全ての水域」

○ A海域におけるひき縄釣の取扱い

今回の改正後、A海域において遊漁者、プレジャーボート等による無秩序なひき縄釣により、円滑な漁場利用に支障が出る恐れがあることから、委員会承認制で漁業秩序維持を図ることとしたい。

ひき縄釣による水産動物の採捕について

令和 4 年 2 月 18 日

茨城県農林水産部漁政課

調整規則改正後、A 海域においては遊漁者、プレジャーボート等が無秩序にひき縄釣を行うことができることから、漁場利用等の観点から当該水域における遊漁者等のひき縄釣による水産動物の採捕を委員会の承認を受けなければならない制度とし、漁業秩序維持を図りたい。

1 委員会承認の対象について

承認は、試験研究等を目的に行う場合及び一定の条件下でイベントを開催する場合のみ受けられることとする。

2 承認の基準について

承認はひき縄釣を行うことにより水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障を生ずる恐れがなく、実施予定の海域を利用する県内漁協の同意を得ていることを条件とする。

さらに、イベントの場合については、以下の条件を満たしている場合に行うものとする。

- ① 茨城県内に所在する漁港、マリーナ等を根拠地として行われるものであること。
- ② 日の出から日没までの採捕であること。
- ③ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、地元市町村の後援があること。
- ④ イベントの開催根拠地となる地元漁業協同組合の同意を得ていること。
- ⑤ 主催者等がイベントの実施に際して、委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ⑥ 根拠地となる漁港、マリーナ等の管理者の同意を得ていること。
- ⑦ 参加者に暴力団員等反社会的勢力に属する者を含めないこと。

3 制限又は条件について

委員会承認時の制限又は条件

- ① 承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。
- ② 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。なお、イベントにおいて承認を受けたもののうち、複数のものがこの指示の内容及び漁業関係法令に違反したときは、イベントにおける承認の全てを取り消すことができる。
- ③ 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。
- ④ イベントの主催者は、委員会の承認を受け当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

ア 委員会指示、漁業法及び茨城県漁業調整規則等の水産関係法令に反する行為をしないこと。

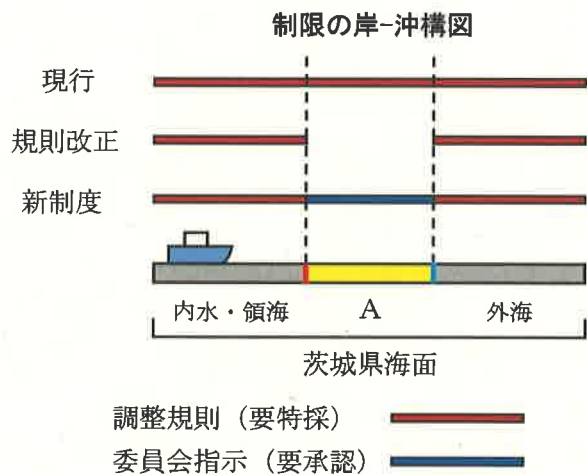
イ 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

- ウ 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- エ イベントに参加している間、船舶の外部から見やすい箇所に委員会の承認を受けた標識旗を掲げること。
- オ 操業船の3マイル以内で採捕を行わないこと。
- カ 使用する船舶にAISを設置し、イベントに参加している間稼働させること。
- ⑤ 7月1日から9月30日までの土日祝日以外は、ひき縄釣を行ってはならない。
- ⑥ カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

3 指示の有効期間について

施行は調整規則の施行予定日と同日とし、1年更新とする。

・令和4年6月1日から令和5年5月31日まで



ひき縄釣実施に必要な許可・承認

	遊漁者	試験・研究
Aのみ	委員会承認 (トローリング大会)	委員会承認
Aの外	不可	特採
A+外	不可	特採+委員会承認 (研究機関等の調査)

茨城県海区漁業調整委員会指示第〇号（案）

茨城海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海面において、ひき縄釣により水産動物を採捕しようとする者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

（承認の対象）

- 2 1の承認の対象は、試験研究機関もしくは教育機関等が試験研究もしくは教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）又はイベント主催者がイベントを開催する場合（以下「イベントの場合」という。）とする。

（承認の基準）

- 3 1の承認の基準は、対象毎に次に掲げる条件を全て満たしている場合に行うものとする。

(1) 試験研究等の場合及びイベントの場合

- ① 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- ② ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、採捕予定海域を利用する県内関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベントの場合（試験研究等の場合は不要）

- ① 茨城県内に所在する漁港、マリーナ等を根拠地として行われるものであること。
- ② 日の出から日没までの採捕であること。
- ③ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、地元市町村の後援があること。
- ④ イベントの開催根拠地となる地元漁業協同組合の同意を得ていること。
- ⑤ 主催者等がイベントの実施に際して、委員会指示及び関係法令等の遵守に係る

誓約を行うこと。

- ⑥ 根拠地となる漁港、マリーナ等の管理者の同意を得ていること。
- ⑦ 参加者に暴力団員等反社会的勢力に属する者を含めないこと。

(制限又は条件)

4 委員会は、1の承認をするに当たり、次の制限又は条件を付けることができる。

(1) 試験研究等の場合及びイベントの場合

① 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

② 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

③ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

④ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベントの場合（試験研究等の場合は不要）

① 承認を受けた者の責務

イベントの主催者は、委員会の承認を受け当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

ア 委員会指示、漁業法及び茨城県漁業調整規則等の水産関係法令に反する行為をしないこと。

イ 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

ウ 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

エ イベントに参加している間、船舶の外部から見やすい箇所に委員会の承認を受けた標識旗を掲げること。

オ 操業船の3マイル以内で採捕を行わないこと。

カ 使用する船舶にAISを設置し、イベントに参加している間稼働させること。

② 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外は、ひき縄釣を行ってはならない。

③ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

④ 承認の取消し

委員会は、イベントにおいて承認を受けたもののうち、複数のものがこの指示の内容及び漁業関係法令に違反したときは、イベントにおける承認の全てを取り消すことができる。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(取扱の細目)

- 6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。



資料No. 9 - 1

水振諮問第1号

茨城海区漁業調整委員会

令和8年度を目標とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を別紙のとおり定めたいので、沿岸漁場整備開発法（昭和49年5月17日法律第49号）第7条の2第1項の規定により意見を求める。

令和4年2月16日

茨城県知事 大井川 和彦



沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号、以下法という。）第7条の2第1項の規定に基づき、令和8年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を次のとおり定める。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

基 本 計 画

本県は、本州中央の太平洋側に位置し、湾入部がほとんどない単調な海岸地形であり、県中央部の大洗町を境に、北は岩礁域、南は砂浜域が広がり、海岸線の総延長は約190kmに及ぶ。沖合域ではマイワシ、サバ、シラス等の回遊性魚類や、ヒラメ、カレイ等の定着性魚類などが漁獲され、浅海域では北の岩礁域でエゾアワビ（以下「アワビ」という。）、南部の砂浜域でチョウセンハマグリ（以下「鹿島灘はまぐり」という。）などが漁獲されている。

栽培漁業は、種苗放流による資源添加や放流個体による再生産等を通して、資源の維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、漁業者が種苗放流に直接関わることにより、資源管理に対する意識の醸成にも寄与してきた。本県栽培漁業は、平成7年の茨城県栽培漁業センターの稼働後、ヒラメ、スズキ、マコガレイ、ソイ類、アワビ、鹿島灘はまぐり、ウバガイ（ホッキガイ）などの種苗生産や放流を実施してきた。その成果として、ヒラメ、アワビの漁獲量や水揚金額が増加・安定するなど、漁業収益の向上に貢献している。漁業者の減少や高齢化が進んでいるものの、依然として種苗放流に対する要望は強く、資源の持続的利用に向け、今後も取組を継続する必要がある。

その一方で、近年の水産資源量の変動や魚価安のほか、世界的な物価上昇等を背景とする種苗生産コストの高騰などを受け、改めて魚種ごとに事業効果を検証することが必要となっている。また、世界的に問題となっている地球温暖化など海洋環境の変化を受け、それらに順応した新しい栽培対象種を生産するなどの取組を加速させる必要がある。

そこで、基本計画の策定にあたって、これまでの事業効果を種苗生産技術の進展状況や放流効果の観点から再検証し、現段階で放流効果が低いと判断される魚種については、より高い放流効果が期待される魚種への転換を図るとともに、天然資源が減少しているため資源添加が求められている魚種、及び更なる放流効果の検証が必要な魚種については、引き続き放流試験を通じて適切な放流場所や放流時期などの検証を行い、効果的な栽培漁業を推進する。また、海洋環境の変化に応じた魚種の生産を進めるとともに、近年、海洋環境による影響が比較的小さいことなどから世界的にも生産量が拡大している養殖の取組についても、本県における展開の可能性を見据え、生産した種苗の養殖用種苗としての活用についても検討する。

以上を踏まえ、本県栽培漁業における水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関して、以下のとおり基本計画を定める。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

水産物の安定供給を図り、水産物を健全に発展させるために、試験研究機関等による科学的知見に基づく資源評価を実施し、適切な漁獲管理を行う資源管理型漁業を実践すると

ともに、その取組の一環として資源の維持増大を図る栽培漁業を推進する。

栽培漁業の推進について、茨城県は、公益財団法人茨城県栽培漁業協会（以下「協会」という。）と連携し、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年間、次の事項を基本として、科学的知見に基づき、種苗生産技術の開発、放流した種苗の天然水域における生残や放流効果の検証、事業規模での放流効果の実証と評価を行い、一定の放流効果が確認された水産動物については、漁業者等の受益者による適切な負担の下に種苗生産・放流の事業が実施できる段階へ円滑に移行するように努める。

また、栽培漁業の効果が効率的に発現・向上するよう、適宜栽培対象魚種を見直すとともに、放流種苗の生残率が向上し、再生産に寄与できるように関連事業との連携を強化する。

なお、種苗放流については、天然の水産動物へ及ぼす影響を念頭に置き、遺伝的多様性等の保全に配慮する。

1 種苗生産

種苗の生産については、放流水域の特性、経済性、施設の種苗供給能力等を勘案しつつ、同種の天然資源の形質に類似し、かつ自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、生産過程における疾病等の発生とまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底と必要な疾病防除の技術開発に努めるものとする。

親魚養成などの生産技術、種苗の健苗化などの質的向上と生産技術の安定化及び低コスト化に必要な技術開発は、茨城県栽培漁業センターにおいて行うものとする。

さらに、種苗生産技術の向上を図るため、必要に応じて、関係する他の都道府県の種苗生産機関等と連携して、技術開発に努めるものとする。

2 種苗放流

種苗放流の技術開発段階においては、対象となる水産動物の生物学的特性及び放流技術開発の成果を踏まえて、放流後の初期減耗が極力低減できるよう、時期、場所、サイズ、手法等を選定することにより、放流効果の発現及び向上を図るものとする。

これらのうち、一定の放流効果が認められた水産動物については、資源の状況や漁獲の状況に応じた適正な放流数量と受益の範囲の把握に努めるものとする。

さらに、放流による経済効果が期待される水産動物については、放流効果実証事業の実施を通じて、その効果の科学的な実証に努めるとともに、適切な費用負担の方法等についても検討するものとする。

なお、県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種については、関係6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）と国、研究機関等で構成される太平洋北海域栽培漁業推進協議会において、海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（広域プラン）に示された種苗生産尾数、放流適地等を勘案して放流を実施するものとする。

3 モニタリングの体制

放流対象水産動物を利用する者は、試験研究機関等が行う放流効果を把握するためのデータ収集に積極的に協力するものとする。

試験研究機関等は、収集したデータの解析を行うとともに、放流効果実証段階にある魚種については、その成果を関係者に速やかに還元し、より効率的な種苗放流、資源管理手法の検討を進めるものとする。

4 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗放流の効果向上を目指し、放流種苗の育成の場である藻場等の保全、回復のための漁場整備及び漁業者、地域住民等が取り組む環境保全活動と種苗放流との連携を推進するものとする。

5 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業が、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による県民の健康増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組むものとする。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、栽培漁業に関する県民の理解の醸成に努めるものとする。

6 養殖業の振興

栽培漁業で培った種苗生産技術を活かし、生産した種苗を養殖用種苗として活用するなど、養殖業の振興に向けた取組を進めるものとする。

7 他施策等との調整

水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、上記以外の水産関連施策との連携についても、一層の強化に努める。また、漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重するとともに、関係機関と連携するものとする。特に、令和2年12月に施行された改正漁業法では、漁業権漁場を適切かつ有効に活用する責務が漁業権者に課せられたことから、漁業権漁場の管理の一環として、漁業協同組合や漁業者に対し、積極的な種苗放流について助言するものとする。

第2 種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする（下線は新規生産種）。

魚類 ヒラメ マコガレイ ホシガレイ
貝類 アワビ
鹿島灘はまぐり
その他 ムラサキウニ

※ホシガレイは、他県において低コスト種苗生産技術が開発されたこと、高単価であり放流ニーズが高いことから、生産魚種に追加した。

※ムラサキウニは、本県の主たるウニ資源であるキタムラサキウニの減少を受け、地球温暖化による環境の変化に対応した種として生産種に追加した。

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和8年度において、第2に掲げる水産動物の種苗の生産・放流数量及び生産・放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

水産動物名	生産・放流数量	生産・放流時の大きさ

ヒラメ	850千尾	全長 100mm
マコガレイ	150千尾	全長 50mm
ホシガレイ	50千尾	全長 50mm
アワビ	240千個	殻長 35mm
鹿島灘はまぐり	3,000千個	殻長 2mm
	50千個	殻長 5mm
ムラサキウニ	50千個	殻長 10mm

第4 放流効果の実証事業に関する事項

放流による経済効果の実証事業は、試験研究機関との連携のもとに協会が主体となり実施するものとし、その指標は次のとおりとする。

1 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類

魚種 ヒラメ

2 放流効果実証事業に関する指標

区分	事業に関する指標
魚種	ヒラメ
放流尾数	850千尾
放流時期	8月から11月まで
放流時の大きさ	全長100mm
放流魚の成長に関する協力の要請内容	保護区域・保護期間の設定、小型魚の採捕禁止等資源管理の取組により、放流魚の保護を図る。
経済効果の把握に関する事項	産地市場における採捕状況等のデータ収集を行う。
経済効果の普及方法	協会の普及啓発事業等により、放流効果に関する情報を関係者等に提供し、経済効果の周知、普及に努める。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、栽培漁業として普及したもの及び第4の放流効果実証事業を実施して経済効果が明らかになったものについて、漁業関係者が主体となって実施する栽培漁業に移行できるよう努めるものとし、必要に応じて法第7条の2第2項に基づく特定水産動物育成事業の実施について検討するものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、技術開発段階にあるものについては、種苗の計画的な生産及び放流が可能となるよう、技術開発を進めるものとし、事業化実証段階又は事業実施段階にあるものについても、種苗の一層の質的向上を図るとともに、生産技術の安定化や低コスト化に必要な技術開発を進めるものとする。さらに、第2に掲げるものの他、海域の特性、漁業実態、資源の生態、経済性、環境の変化等を勘案し、新たな栽培対象水産動物の導入について検討

する。

なお、開発された種苗生産・放流及び疾病防除技術や、放流魚から得られる生態的知見については、資源管理等に応用、有効活用されるよう努めるものとする。

1 解決すべき技術開発上の問題点

重点的に取り組む水産動物の種類別の技術開発上の問題点は、次のとおりとする。

(ヒラメ)

ア 種苗生産

- (ア) 放流種苗の遺伝的多様性の保持
- (イ) 放流サイズまでの体色の黒化防除技術の確立
- (ウ) 生産コストの低減のための生産技術の改善
- (エ) アクアレオやVNN等のウイルス性疾病及び細菌性疾病防除技術の確立
- (オ) 生産の安定、向上を図るための良質な親魚養成、受精卵確保

(マコガレイ)

ア 種苗生産

- (ア) 安定生産、大量生産を図るための仔稚魚育成技術の開発
- (イ) 尾びれの欠損や体色異常防除技術の確立
- (ウ) 放流種苗の遺伝的多様性の保持

イ 放流

- (ア) 効果的な放流場所、放流時期、放流方法の検討
- (イ) 放流効果の確認と効率的な標識手法の検討

(ホシガレイ)

ア 種苗生産

- (ア) 安定生産、大量生産を図るための仔稚魚育成技術の開発

イ 放流

- (ア) 効果的な放流場所、放流時期、放流方法の検討
- (イ) 放流効果の確認と効率的な標識手法の検討

(アワビ)

ア 種苗生産

- (ア) 赤潮や夏季の高水温によるへい死、成長低下への対策
- (イ) 効率的な生産体制の確立

イ 放流

- (ア) 効果的な放流方法の検討と漁業者への普及
- (イ) 藻場の分布や未利用漁場の把握

(鹿島灘はまぐり)

ア 種苗生産

- (ア) 医薬品に頼らない細菌対策や原生動物等の侵入防除、適切な餌料の探索による浮遊幼生と沈着初期稚貝の生残率の向上
- (イ) 種苗の早期生産技術の開発による大型種苗の生産技術の確立
- (ウ) 標識手法の確立を目的とした茶色貝の生産試験の実施

イ 放流

- (ア) 放流適期、場所、数量、方法、放流時の適正サイズの検討

(イ) 放流員の移動や分布等の生態の解明

ウ その他

(ア) 天然発生した稚員の移植放流の実施及びその効果の把握と検証による移植放流の有効性の確認

(ムラサキウニ)

ア 種苗生産

(ア) 大量、安定生産を図るための育成技術の開発

イ 放流

(ア) 放流適期、場所、数量、方法、放流時の適正サイズの検討

2 技術開発水準の到達すべき段階

水産動物の種類別技術開発水準の到達すべき段階は、次の表のとおりとする。

水産動物名	基準年（令和3年度）における平均的技術開発段階	目標年（令和8年度）における開発段階
ヒラメ	E	E
マコガレイ	B	C
ホシガレイ	(新規)	A
アワビ	F	F
鹿島灘はまぐり	B	C
ムラサキウニ	(新規)	A

(注)

A（新技術開発期）：種苗生産の基礎的な技術開発を行う。

B（量産技術開発期）：種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。

C（放流技術開発期）：種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。

D（事業化検討期）：対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

F（事業実施期）：持続的な栽培漁業が成立する。

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

水産動物の種苗の放流後における育成、分布及び採捕に係る調査研究を推進し、栽培漁業を計画的に進める上で必要となる知見の集積を図り、放流技術の向上と放流による増殖効果の発現及び向上に資するよう努めるものとする。

1 種苗の放流後の育成、分布及び採捕状況を調査するとともに、種苗の放流による増殖効果を分析するため、種苗には必要に応じて適切な標識を付して放流するものとする。適切な標識技術が確立していない水産動物については、標識技術開発に努めるものとする。

2 放流効果調査は、試験研究機関と協会が連携して行うものとし、漁協、漁業者、遊漁関係者は、放流水産動物の採捕状況等のデータ収集等に積極的に協力するものとする。

3 調査の結果については、協会機関誌、県試験研究機関及び協会のホームページ、関係会議等により、漁協、漁業者、遊漁関係者等に積極的に広報するものとする。

第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びにその育成に関し必要な事項

1 栽培漁業の一層の推進を図るため、基本計画の進捗、成果及び計画の見直し等について、市町村、漁業協同組合及びその連合会、遊漁関係者等と協議するものとする。

2 関係市町村及び漁業系統団体は、県及び協会と連携し、漁業者等に対し、栽培漁業に関する必要な指導と支援を行うよう努めるものとする。

3 漁業協同組合は、地域栽培漁業の実践主体として、種苗放流に積極的に取り組むとともに効果調査への協力及び放流後の資源管理についての合意形成とその実行に努めるものとする。

4 栽培漁業の推進に当たっては、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構、都道府県、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の関係機関と密接な連携のもとに種苗生産、放流等の栽培漁業に係る技術開発、情報の収集、分析等を行い、栽培漁業の効率的な展開に資するものとする。

5 種苗生産施設等の老朽化に伴い機能の低下がみられているなか、必要な種苗生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新、機能向上等に努めるものとする。

6 アユ等の内水面魚種については、本計画に定める種苗生産に支障のない範囲で、内水面漁業関係団体等からの要望に応じて第2に定める水産動物の種苗生産工程の切替え時における非生産期間を有効活用して生産に取り組むものとする。

7 第3に定める水産動物の生産・放流数量や大きさについては、資源状況、漁業の実態及び漁業者等の需要を勘案して、必要に応じて見直しを検討するものとする。また、それに応じた生産体制の整備についても検討するものとする。

8 効率的な種苗生産を推進するため、他の都道府県等との共同生産体制の構築について検討を進めるものとする。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の新旧対照表（案）

新（第8次計画：R4～8）	旧（第7次：H29～R3）
<p>本県は、本州中央の太平洋側に位置し、湾入部がほとんどない単調な海岸地形であり、県中央部の大洗町を境に、北は岩礁域、南は砂浜域が広がり、海岸線の総延長は約 190km に及ぶ。沖合域ではマイワシ、サバ、シラス等の回遊性魚類や、ヒラメ、カレイ等の定着性魚類などが漁獲され、浅海域では北の岩礁域でエゾアワビ（以下「アワビ」という。）、南部の砂浜域でチョウセンハマグリ（以下「鹿島灘はまぐり」という。）などが漁獲されている。</p> <p>栽培漁業は、種苗放流による資源添加や放流個体による再生産等を通して、資源の維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、漁業者が種苗放流に直接関わることにより、資源管理に対する意識の醸成にも寄与してきた。本県栽培漁業は、平成7年の茨城県栽培漁業センターの稼働後、ヒラメ、スズキ、マコガレイ、ソイ類、アワビ、鹿島灘はまぐり、ウバガイ（ホッキガイ）などの種苗生産や放流を実施してきた。その成果として、ヒラメ、アワビの漁獲量や水揚金額が増加・安定するなど、漁業収益の向上に貢献している。漁業者の減少や高齢化が進んでいるものの、依然として種苗放流に対する要望は強く、資源の持続的利用に向けて、今後も取組を継続する必要がある。</p> <p>その一方で、近年の水産資源量の変動や魚価安のほか、世界的な物価上昇等を背景とする種苗生産コストの高騰を受け、改めて魚種ごとに事業効果を検証することが必要となっている。また、世界的に</p>	<p>本県水産業は、寒流と暖流が交錯する豊かな海と全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦北浦、さらに利根川、那珂川、酒沼等の内水面を有し、これらに支えられた豊富な水産資源を適切に利用することで、発展してきた。</p> <p>また、水産加工業についても、サバ・イワシなどの生鮮冷凍水産物やしらす干しをはじめ、輸入原料を用いたタコ製品や塩干品、霞ヶ浦北浦地区のワカサギの佃煮など、特色ある水産加工品が生産され、全国でも有数の加工生産地となっている。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故においては、大きな被害を受けたものの、漁業者・水産加工業者や水産業団体の懸命な努力に加え、被災した漁港や共同利用施設の復旧、徹底した放射性物質の検査、風評払拭キャンペーンなどの取組みにより、海面漁業生産量は、全国上位となることができた。</p> <p>しかしながら、本県の水産業は、漁業者の高齢化や減少、魚価低迷の常態化など、様々な問題に直面しており、今後も、人口減少や少子高齢化に伴う国内市場の縮小など、厳しい状況が続くことが予想される。</p> <p>本県では、このような情勢を踏まえ「茨城県水産業振興計画（2016～2020）」を策定し、「高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立」を掲げ、漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営が営めるよ</p>

問題となっている地球温暖化など海洋環境の変化等を受け、それらに順応した新しい栽培対象種を生産するなどの取組を加速させる必要がある。

そこで、基本計画の策定にあたって、これまでの事業効果を種苗生産技術の進展状況や放流効果の観点から再検証し、現段階で放流効果が低いと判断される魚種については、より高い放流効果が期待される魚種への転換を図るとともに、天然資源が減少しているため資源添加が求められている魚種、及び更なる放流効果の検証が必要な魚種については、引き続き放流試験を通じて適切な放流場所や放流時期などの検証を行い、効果的な栽培漁業を推進する。また、海洋環境の変化に応じた魚種の生産を進めるとともに、近年、海洋環境による影響が比較的小さいことなどから世界的にも生産量が拡大している養殖の取組についても、本県における展開の可能性を見据え、生産した種苗の養殖用種苗としての活用についても検討する。

以上を踏まえ、本県栽培漁業における水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関して、以下のとおり基本計画を定める。

う、水産資源の増大と持続的利用を図る栽培漁業を推進していくこととしている。

栽培漁業は、種苗放流、育成、資源管理等による直接的な資源の添加と、放流種苗が再生産することによる間接的な資源の造成によって、水産資源の増大、持続的利用を図るための有効な手段であり、その振興は重要な水産施策の一つである。

本県における栽培漁業は、平成7年の茨城県栽培漁業センター稼働後、ヒラメ、アワビ等の種苗生産・放流やスズキ、鹿島灘はまぐり等の技術開発に取り組み、ヒラメやアワビについては、この取り組みにより漁獲量、水揚金額が増加・安定するなど漁業収益の向上に大きく貢献している。

その一方で、種苗生産施設の老朽化や電力価格、資材費の上昇等により、種苗生産コストが増大する中で、種苗の放流効果に直結する魚価の低迷が常態化するとともに、鹿島灘はまぐりやマコガレイといった重要魚種の近年の漁獲が、天然資源の減少により低迷していることから、より一層、効率的かつ効果的な種苗生産・放流の体制づくりに取り組む必要が生じている。

そこで、①引き続き、漁業収益の向上に貢献しているヒラメ、アワビの種苗生産・放流及び資源増大が望まれる鹿島灘はまぐり、ソイ類の技術開発に取り組み、②栽培対象魚種の見直しにより、新たに、本県沿岸漁業の重要魚種であるマコガレイ種苗の量産技術を開発する、③放流種苗の育成場である藻場等の保全、回復のための漁場整備や漁業者等が取り組む環境保全活動と種苗放流との連携を推進する、④資

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

水産物の安定供給を図り、水産業を健全に発展させるために、試験研究機関等による科学的知見に基づく資源評価を実施し、適切な漁獲管理を行う資源管理型漁業を実践するとともに、その取組の一環として、資源の維持増大を図る栽培漁業を推進する。

栽培漁業の推進について、茨城県は、公益財団法人茨城県栽培漁業協会（以下「協会」という。）と連携し、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年間、次の事項を基本として、科学的知見に基づき、種苗生産技術の開発、放流した種苗の天然水域における生残や放流効果の検証、事業規模での放流効果の実証と評価を行い、一定の放流効果が確認された水産動物については、漁業者等の受益者による適切な負担の下に種苗生産・放流の事業が実施できる段階へ円滑に移行するように努める。

また、栽培漁業の効果が効率的に発現・向上するよう、適宜栽培対象魚種を見直すとともに、放流種苗の生残率が向上し、再生産に寄与できるように関連事業との連携を強化する。

なお、種苗放流については、天然の水産動物へ及ぼす影響を念頭に

源の維持・増大効果を高めるため、放流した種苗が成長し親魚となり再生産に寄与する「資源造成型栽培漁業」を推進する等の施策を効率的、効果的に展開することにより、将来にわたって高品質な水産物を安定供給し、担い手が意欲をもって就業できる力強い水産業の実現を図るため、以下のとおり本計画を定めるものとする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

水産物の安定供給を図り、水産業を健全に発展させるために、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用を基本として栽培漁業を推進する。

栽培漁業の推進について、茨城県は、公益財団法人茨城県栽培漁業協会（以下「協会」という。）と連携し、平成29年度から平成33年度までの5ヶ年間、次の事項を基本として、科学的知見に基づき、種苗生産技術の開発、放流した種苗の天然水域における生残や放流効果の検証、事業規模での効果の実証と評価を行い、一定の放流効果が確認された水産動物については、漁業者等の受益者による適切な負担の下に事業が実施できる段階へ円滑に移行するように努める。

また、栽培漁業の効果を効率的に、発現・向上させるため、栽培対象魚種を見直すとともに、放流種苗の生残率が向上し、再生産に寄与できるように、関連事業との連携を強化する。

なお、種苗放流については、天然の水産動物へ及ぼす影響を念頭に

置き、遺伝的多様性等の保全に配慮する。

1 種苗生産

種苗の生産については、放流水域の特性、経済性、施設の種苗供給能力等を勘案しつつ、同種の天然資源の形質に類似し、かつ自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、生産過程における疾病等の発生とまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底と必要な疾病防除の技術開発に努めるものとする。

親魚養成などの生産技術、種苗の健苗化などの質的向上と生産技術の安定化及び低コスト化に必要な技術開発は、茨城県栽培漁業センターにおいて行うものとする。

さらに、種苗生産技術の向上を図るため、必要に応じて、関係する他の都道府県の種苗生産機関等と連携して、技術開発に努めるものとする。

2 種苗放流

種苗放流の技術開発段階においては、対象となる水産動物の生物学的特性及び放流技術開発の成果を踏まえて、放流後の初期減耗が極力低減できるよう、時期、場所、サイズ、手法等を選定することにより、放流効果の発現及び向上を図るものとする。

これらのうち、一定の放流効果が認められた水産動物については、資源の状況や漁獲の状況に応じた適正な放流数量と受益の範囲の把握に努めるものとする。

置き、遺伝的多様性等の保全に配慮することに努める。

1 種苗生産

種苗の生産については、放流水域の特性、経済性、種苗供給施設の能力等を勘案しつつ、天然魚又は天然貝の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生とまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底と必要な疾病防除の技術開発に努めるものとする。

なお、親魚養成などの生産技術、種苗の質的向上と生産技術の安定化及び低コスト化に必要な技術は、茨城県栽培漁業センターにおいて開発に努めるものとする。

さらに、種苗生産技術の向上を図るため、必要に応じて、関係する他の都道府県の種苗生産機関と連携して、技術開発に努めるものとする。

2 種苗放流

種苗放流の技術開発段階においては、対象となる水産動物の生物学的特性及び技術開発の成果を踏まえて、放流後の初期減耗が極力低くなる時期、場所、サイズ、手法等を選定し、放流効果の発現及び向上に努めるものとする。

これらのうち、一定の放流効果が認められた水産動物については、資源の状況や漁獲の状況に応じた適正な放流数量と受益の範囲の把握に努めるものとする。

さらに、放流による経済効果が期待される水産動物については、放流効果実証事業の実施を通じて、その効果の科学的な実証に努めるとともに、適切な費用負担の方法等についても検討するものとする。

なお、県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種については、関係6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）と国、研究機関等で構成される太平洋北海域栽培漁業推進協議会において、海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（広域プラン）に示された種苗生産尾数、放流適地等を勘案して放流を実施するものとする。

3 モニタリングの体制

放流対象水産動物を利用する者は、試験研究機関等が行う放流効果を把握するためのデータ収集に積極的に協力するものとする。

試験研究機関等は、収集したデータの解析を行うとともに、放流効果実証段階にある魚種については、その成果を関係者に速やかに還元し、より効率的な種苗放流、資源管理手法の検討を進めるものとする。

4 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗放流の効果向上を目指し、放流種苗の育成の場である藻場等の保全、回復のための漁場整備及び漁業者、地域住民等が取り組む環境保全活動と種苗放流との連携を推進するものとする。

(削除)

さらに、放流による経済効果が期待できる水産動物については、放流効果実証事業の実施を通じて、その効果の科学的な実証に努めるとともに、適切な費用負担の方法等についても検討するものとする。

なお、県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種については、関係6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）や国、研究機関等で構成される太平洋北海域栽培漁業推進協議会において、海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（広域プラン）に示された種苗生産尾数、放流適地等を勘案して放流を実施するものとする。

3 モニタリングの体制

放流対象水産動物を利用する者は、試験研究機関等が行う放流効果を把握するためのデータ収集に今後も積極的に協力するものとする。

試験研究機関等は、収集したデータの解析を行うとともに、放流効果実証段階にある魚種については、その成果を速やかに還元し、より効率的な種苗放流、資源管理手法の検討を進めるものとする。

4 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗放流の効果向上を目指して、放流種苗の育成の場である藻場等の保全、回復のための漁場整備や漁業者、地域住民等が取り組む環境保全活動と種苗放流との連携を推進するものとする。

5 資源管理型漁業等との連携による資源造成型栽培漁業の推進

(移動)

5 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業が、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による県民の健康増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組むものとする。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、栽培漁業に関する県民の理解の醸成に努めるものとする。

栽培漁業が沿岸資源の維持、増大に確実に寄与していくため、資源管理型漁業や増殖場造成等との連携強化に努め、放流された種苗が成長し、再生産に寄与できる資源造成型栽培漁業を推進するものとする。

また、遊漁関係者に対してもこれらの措置に対する理解を求め、協力を要請するものとする。

なお、採捕制限等について必要な場合には、茨城海区漁業調整委員会の指示又は茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）の一部改正について検討するものとする。

6 他施策等との調整

水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、上記以外の水産業施策との連携についても、一層の強化に努める。また、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重するとともに、関係機関と連携するものとする。

7 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業が、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による県民の健康増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組むものとする。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、栽培漁業に関する県民の理解の醸成に努めるものとする。

6 養殖業の振興

栽培漁業で培った種苗生産技術を活かし、生産した種苗を養殖用種苗として活用するなど、養殖業の振興に向けた取組を進めるものとする。

7 他施策等との調整

水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、上記以外の水産関連施策との連携についても、一層の強化に努める。また、漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重するとともに、関係機関と連携するものとする。

特に、令和2年12月に施行された改正漁業法では、漁業権漁場を適切かつ有効に活用する責務が漁業権者に課せられたことから、漁業権漁場の管理の一環として、漁業協同組合や漁業者に対し、積極的な種苗放流について助言するものとする。

第2 種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする（下線は新規生産種）。

魚類 ヒラメ (削除) マコガレイ ホシガレイ
貝類 アワビ
鹿島灘はまぐり

(新設)

(移動)

第2 種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚類 ヒラメ ソイ類 マコガレイ (新設)
貝類 エゾアワビ (以下「アワビ」という。)
チョウセンハマグリ (以下「鹿島灘はまぐり」という。)

その他 ムラサキウニ

※ホシガレイは、他県において低コスト種苗生産技術が開発されたこと、高単価であり放流ニーズが高いことから、生産魚種に追加した。

※ムラサキウニは、本県の主たるウニ資源であるキタムラサキウニの減少を受け、地球温暖化による環境の変化に対応した種として生産種に追加した。

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和8年度において、第2に掲げる水産動物の種苗の生産・放流数量及び生産・放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

水産動物名	生産・放流数量	生産・放流時の大きさ
ヒラメ (削除)	850千尾	全長 100mm
マコガレイ	150千尾	全長 50mm
ホシガレイ	50千尾	全長 50mm
アワビ	240千個	殻長 35mm
鹿島灘はまぐり	3,000千個	殻長 2mm
	50千個	殻長 5mm
ムラサキウニ	50千個	殻長 10mm

(新設)

(新設)

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度において、第2に掲げる水産動物の種苗の生産・放流数量及び生産・放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

水産動物名	生産・放流数量	生産・放流時の大きさ
ヒラメ	850千尾	全長 100mm
ソイ類	20千尾	全長 30mm
マコガレイ	200千尾	全長 30mm
(新設)		
アワビ	300千個	殻長 35mm
鹿島灘はまぐり	10,000千個	殻長 2mm
(新設)		

第4 放流効果の実証事業に関する事項

放流による経済効果の実証事業は、試験研究機関との連携のもとに協会が主体となり実施するものとし、その指標は次のとおりとする。

- 1 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類
魚種 ヒラメ

2 放流効果実証事業に関する指標

区分	事業に関する指標
魚種	ヒラメ
放流尾数	850千尾
放流時期	8月から11月まで
放流時の大きさ	全長100mm
放流魚の成長に関する協力の要請内容	保護区域・保護期間の設定、小型魚の採捕禁止等資源管理の取組により、放流魚の保護を図る。
経済効果の把握に関する事項	産地市場における採捕状況等のデータ収集を行う。
経済効果の普及方法	協会の普及啓発事業等により、放流効果に関する情報を関係者等に提供し、経済効果の周知、普及に努める。

第4 放流効果の実証事業に関する事項

放流による経済効果の実証事業は、試験研究機関との連携のもとに協会が主体となり実施するものとし、その指標は次のとおりとする。

- 1 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類
魚種 ヒラメ

2 放流効果実証事業に関する指標

区分	事業に関する指標
魚種	ヒラメ
放流尾数	850千尾
放流時期	8月から11月まで
放流時の大きさ	全長100mm
放流魚の成長に関する協力の要請内容	保護区域・保護期間の設定、小型魚の採捕禁止等資源管理の <u>取組み</u> により、放流魚の保護を図る。
経済効果の把握に関する事項	産地市場における採捕状況等のデータ収集を行う。
経済効果の普及方法	協会の普及啓発事業等により、放流効果に関する情報を関係者等に提供し、経済効果の周知、普及に努める。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、栽培漁業として普及したもの及び第4の放流効果実証事業を実施して経済効果が明らかになったものについて、漁業関係者が主体となって実施する栽培漁業に移行できるよう努めるものとし、必要に応じて法第7条の2第2項に基づく特定水産動物育成事業の実施について検討するものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、技術開発段階にあるものについては、種苗の計画的な生産及び放流が可能となるよう、技術開発を進めるものとし、事業化実証段階又は事業実施段階にあるものについても、種苗の一層の質的向上を図るとともに、生産技術の安定化や低コスト化に必要な技術開発を進めるものとする。さらに、第2に掲げるものの他、海域の特性、漁業実態、資源の生態、経済性、環境の変化等を勘案し、新たな栽培対象水産動物の導入について検討する。

なお、開発された種苗生産・放流及び疾病防除技術や、放流魚から得られる生態的知見については、資源管理等に応用、有効活用されるよう努めるものとする。

(削除)

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、栽培漁業として普及したもの及び第4の放流効果実証事業を実施して経済効果が明らかになったものについて、漁業関係者が主体となって実施する栽培漁業に移行できるよう努めるものとし、必要に応じて特定水産動物育成事業の実施について検討するものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、技術開発段階にあるものについては、種苗の計画的な生産及び放流が可能となるよう、技術開発を進めるものとし、事業化実証段階又は事業実施段階にあるものについても、種苗の質的向上を一層図るとともに、生産技術の安定化や低コスト化に必要な技術開発に努めるものとする。さらに、第2に掲げるものの他、海域の特性、漁業実態、生態、経済性等から将来の栽培対象水産動物の導入を検討する。

なお、開発されてきた種苗生産・放流及び疾病防除技術、放流魚から得られる生態的知見については、資源管理等に応用、有効活用されるよう努めるものとする。

1 種苗生産の技術水準の目標

水槽容量1立方メートル当たり又は水槽床面積1平方メートル当たりの水産動物の種苗生産の技術水準の目標は、次の表のとおり

とする。

水産動物名	単位当たり生産尾数	種苗の大きさ	種苗生産回数
ヒラメ	800尾/m ²	全長 100mm	1回/年
ソイ類	3,000尾/m ³	全長 30mm	1回/年
マコガレイ	2,000尾/m ²	全長 30mm	1回/年
アワビ	1,000個/m ²	殻長 35mm	1回/年
鹿島灘はまぐり	50,000個/m ²	殻長 2mm	1回/年

1 解決すべき技術開発上の問題点

重点的に取り組む水産動物の種類別の技術開発上の問題点は、次のとおりとする。

(ヒラメ)

ア 種苗生産

- (ア) 放流種苗の遺伝的多様性の保持
- (イ) 放流サイズまでの体色の黒化防除技術の確立
- (ウ) 生産コストの低減のための生産技術の改善
- (エ) アクアレオやVNN等のウイルス性疾病及び細菌性疾病防除技術の確立

2 解決すべき技術開発上の問題点

重点的に取り組む水産動物の種類別の技術開発上の問題点は、次のとおりとする。

(ヒラメ)

ア 種苗生産

- (ア) 放流種苗の遺伝的多様性の保持
- (イ) 放流サイズまでの体色の黒化防除技術の確立
- (ウ) コスト低減のための生産技術の改善
- (エ) 医薬品に頼らない疾病防止技術の確立、強化

<p>(オ) 生産の安定、向上を図るための良質な親魚養成、受精卵確保</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(マコガレイ)</p> <p>ア 種苗生産</p> <p>(ア) <u>安定生産、大量生産</u>を図るための仔稚魚育成技術の開発</p> <p><u>(イ) 尾びれの欠損や体色異常防除技術の確立</u></p> <p><u>(ウ) 放流種苗の遺伝的多様性の保持</u></p> <p>イ 放流</p> <p><u>(ア) 効果的な放流場所、放流時期、放流方法の検討</u></p> <p><u>(イ) 放流効果の確認と効率的な標識手法の検討</u></p> <p>(ホシガレイ)</p> <p>ア 種苗生産</p> <p><u>(ア) 安定生産、大量生産</u>を図るための仔稚魚育成技術の開発</p> <p>イ 放流</p> <p><u>(ア) 効果的な放流場所、放流時期、放流方法の検討</u></p> <p><u>(イ) 放流効果の確認と効率的な標識手法の検討</u></p> <p>(アワビ)</p> <p>ア 種苗生産</p>	<p>(オ) 生産の安定、向上を図るための良質な親魚養成、受精卵確保</p> <p><u>(ソイ類)</u></p> <p>ア 種苗生産</p> <p><u>(ア) 安定生産に必要な成熟親魚の確保、その養成技術及び産仔の予測・制御技術の開発</u></p> <p><u>(イ) 仔稚魚の大量育成技術の開発</u></p> <p>(マコガレイ)</p> <p>ア 種苗生産</p> <p>(ア) <u>大量</u>、安定生産を図るための仔稚魚育成技術の開発</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(アワビ)</p> <p>ア 種苗生産</p>
---	--

<p>(ア) <u>赤潮や夏季の高水温によるへい死、成長低下への対策</u> (イ) 効率的な生産体制の確立</p> <p>イ 放流</p> <p>(ア) 効果的な放流方法の検討と漁業者への普及 (イ) 藻場の分布や未利用漁場の把握 (鹿島灘はまぐり)</p> <p>ア 種苗生産</p> <p>(ア) 医薬品に頼らない細菌対策や<u>原生動物等の侵入防除、適切な餌料の探索による浮遊幼生と沈着初期稚貝の生残率の向上</u> (イ) <u>種苗の早期生産技術の開発による大型種苗の生産技術の確立</u></p> <p><u>(ウ) 標識手法の確立を目的とした茶色貝の生産試験の実施</u></p> <p>イ 放流</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア) 放流適期、場所、数量、方法、放流時の適正サイズの検討 (イ) 放流貝の移動や分布等の生態の解明</p> <p>ウ その他</p> <p><u>(ア) 天然発生した稚貝の移植放流の実施及びその効果の把握と検証による移植放流の有効性の確認</u></p>	<p>(ア) 夏季の高水温による成長低下への対策 (イ) <u>より効率的な生産体制の確立</u></p> <p>イ 放流</p> <p>(ア) <u>より効果的な放流方法の検討と漁業者への普及</u> (イ) 藻場の分布や未利用漁場の把握 (鹿島灘はまぐり)</p> <p>ア 種苗生産</p> <p>(ア) 医薬品に頼らない細菌対策や<u>新たな技術の導入による浮遊幼生と沈着初期稚貝の生残率の向上</u> (イ) <u>放流後の種苗の生残を向上させるための種苗の早期生産技術の開発</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 放流</p> <p><u>(ア) 放流後の種苗の生残を向上させるための種苗の早期放流技術の開発</u> (イ) 放流適期、場所、数量、方法、放流時の適正サイズ<u>についての検討</u> (ウ) 放流貝<u>及び天然貝の季節的な移動や分布等の生態の解明</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

(ムラサキウニ)

ア 種苗生産

(ア) 大量、安定生産を図るための育成技術の開発

イ 放流

(ア) 放流適期、場所、数量、方法、放流時の適正サイズの検討

2 技術開発水準の到達すべき段階

水産動物の種類別技術開発水準の到達すべき段階は、次の表のとおりとする。

水産動物名	基準年(令和3年度) における平均的技術 開発段階	目標年(令和8年度) における開発段階
ヒラメ <u>(削除)</u>	E	E
マコガレイ	<u>B</u>	<u>C</u>
<u>ホシガレイ</u>	<u>(新規)</u>	<u>B</u>
アワビ	F	F
鹿島灘はま ぐり	B	C
<u>ムラサキウ</u> ニ	<u>(新規)</u>	<u>B</u>

(新設)

3 技術開発水準の到達すべき段階

水産動物の種類別技術開発水準の到達すべき段階は、次の表のとおりとする。

水産動物名	基準年(平成28年 度)における平均的技 術開発段階	目標年(平成33年 度)における開発段階
ヒラメ	E	E
<u>ソイ類</u>	<u>A</u>	<u>B</u>
マコガレイ <u>(新設)</u>	<u>A</u>	<u>B</u>
アワビ	F	F
鹿島灘はまぐ り <u>(新設)</u>	B	C

(注)

- A (新技術開発期) : 種苗生産の基礎的な技術開発を行う。
- B (量産技術開発期) : 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。
- C (放流技術開発期) : 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D (事業化検討期) : 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E (事業化実証期) : 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F (事業実施期) : 持続的な栽培漁業が成立する。

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

水産動物の種苗の放流後における育成、分布及び採捕に係る調査研究を推進し、栽培漁業を計画的に進める上で必要となる知見の集積を図り、放流技術の向上と放流による増殖効果の発現及び向上に資するよう努めるものとする。

(注)

- A (新技術開発期) : 種苗生産の基礎的な技術開発を行う。
- B (量産技術開発期) : 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。
- C (放流技術開発期) : 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D (事業化検討期) : 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E (事業化実証期) : 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F (事業実施期) : 持続的な栽培漁業が成立する。

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

水産動物の種苗の放流後における育成、分布及び採捕に係る調査研究を推進し、栽培漁業を計画的に進める上で必要な基礎的知識の集積を図り、放流技術の向上と放流による増殖効果の発現及び向上に努めるものとする。

- 1 種苗の放流後の育成、分布及び採捕状況を調査するとともに、種苗の放流による増殖効果を分析するため、種苗には必要に応じて適切な標識を付して放流するものとする。適切な標識技術が確立していない水産動物については、標識技術開発に努めるものとする。
 - 2 放流効果調査は、試験研究機関と協会が連携して行うものとし、漁協、漁業者、遊漁関係者は、放流水産動物の採捕状況等のデータ収集等に積極的に協力するものとする。
 - 3 調査の結果については、協会機関誌、県試験研究機関及び協会のホームページ、関係会議等により、漁協、漁業者、遊漁関係者等に積極的に広報するものとする。
- 第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びにその育成に関し必要な事項
- 1 栽培漁業の一層の推進を図るため、基本計画の進捗、成果及び計画の見直し等について、市町村、漁業協同組合及びその連合会、遊漁関係者等と協議するものとする。
 - 2 関係市町村及び漁業系統団体は、県及び協会と連携し、漁業者

- 1 種苗の放流後の育成、分布及び採捕状況を調査するとともに、種苗の放流による増殖効果を分析するため、種苗には必要に応じて適切な標識を付して放流するものとする。
 - 2 放流効果調査は、技術開発段階にある水産動物については試験研究機関が、放流効果の実証段階にある水産動物については試験研究機関と協会が連携して行うものとし、漁協、漁業者、遊漁関係者は、放流水産動物の採捕状況等のデータ収集等に積極的に協力するものとする。
 - 3 調査の結果については、機関誌、ホームページ、関係会議等により、漁協、漁業者、遊漁関係者等に積極的に広報するものとする。
- 第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びにその育成に関し必要な事項
- 1 栽培漁業の一層の推進を図るため、県、市町村、漁業協同組合及びその連合会、遊漁関係者等を構成員とする茨城県栽培漁業基本計画検討会を必要に応じ開催し、この基本計画の進捗、成果及び次期基本計画のあり方等について協議するものとする。
 - 2 関係市町村及び漁業系統団体は、県及び協会と連携し、漁業者

等に対し、栽培漁業に関する必要な指導と支援を行うよう努めるものとする。

3 漁業協同組合は、地域栽培漁業の実践主体として、種苗放流に積極的に取り組むとともに効果調査への協力及び放流後の資源管理についての合意形成とその実行に努めるものとする。

4 栽培漁業の推進に当たっては、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構、都道府県、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の関係機関と密接な連携のもとに種苗生産、放流等の栽培漁業に係る技術開発、情報の収集、分析等を行い、栽培漁業の効率的な展開に資するものとする。

5 種苗生産施設等の老朽化に伴い機能の低下がみられているなか、必要な種苗生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新、機能向上等に努めるものとする。

6 アユ等の内水面魚種については、本計画に定める種苗生産に支障のない範囲で、内水面漁業案系団体等からの要望に応じて第2に定める水産動物の種苗生産工程の切替え時における非生産期間を有効活用して生産に取り組むものとする。

7 第3に定める水産動物の生産・放流数量や大きさについては、資

等に対し、栽培漁業に関する必要な指導と支援を行うよう努めるものとする。

3 漁業協同組合は、地域栽培漁業の実践主体として、放流に積極的に取り組むとともに効果調査への協力及び放流後の資源管理についての合意形成とその実行に努めるものとする。

4 栽培漁業の推進に当たっては、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構、都道府県、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の関係機関と密接な連携のもとに種苗生産、放流等の栽培漁業に係る技術開発、情報の収集、分析等を行い、栽培漁業の効率的な展開に資するものとする。

5 種苗生産施設等が老朽化、機能低下しているなか、種苗生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新、機能向上等に努めるものとする。

6 種苗生産技術の向上、協会の安定的な運営及び種苗生産施設の周年稼働を図るため、第2に定める水産動物の切替え時における非生産期間を有効活用して、アユ等の内水面魚種の生産にも取り組むものとする。

7 第3に定める水産動物の生産・放流数量や大きさについては、資

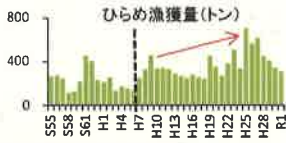
<p>源状況、漁業の実態及び漁業者等の需要を勘案して、<u>必要に応じて見直し</u>を検討するものとする。また、それに応じた生産体制の整備についても検討するものとする。</p>	<p>源状況、漁業の実態及び漁業者等の需要を勘案して、見直しを検討するものとする。また、それに応じた生産体制の整備についても検討するものとする。</p>
<p>8 <u>効率的な種苗生産を推進するため、他の都道府県等との共同生産体制の構築について検討を進めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
(第8次茨城県栽培漁業基本計画 (R4~8)) について

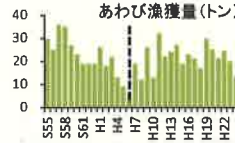
R4年2月18日
第507回茨城海区
漁業調整委員会

栽培漁業について

一般に魚貝類は小型の卵を大量に産み、そのごく一部が生き残る生態を持つ。卵→稚魚・稚貝の期間における死亡率が極めて高いため、その期間を人工的に育成した後、放流することで効率的な資源増加を図る取組。



ひらめ
 ・大量放流開始以降、漁獲量の増加、安定化
 ・水揚金額の3%を負担金として徴収し、生産経費を確保



あわび
 ・放流あつての漁業が成立
 ・震災から3~4年後に漁獲量が激減(放流が中止した影響)
 ・漁業者は種苗購入費を負担

基本計画について

水産基本法及び沿岸漁場整備開発法に基づき、栽培漁業の振興を目的として種苗生産や放流等に関して、国が策定する基本方針を踏まえて、概ね5年ごとに県が策定するもの。栽培漁業の方向性を定め、資源増大により漁業収入の向上を目指すための計画。

現計画 (H29~R3) の生産状況

事業化済み (漁業者負担あり)	魚種	目標	H29	H30	H31	R2	R3	
技術開発段階 (漁業者負担なし)	ひらめ	100mm 850千尾	112mm 724千尾	138mm 518千尾	128mm 1,057千尾	112mm 680千尾	111mm 1,012千尾	
	あわび	35mm 300千個	35mm 309千個	35mm 270千個	35mm 274千個	35mm 293千個	35mm 300千個	
	まこがれい	30mm 200千尾	37mm 408千尾	43.8mm 320千尾	48.6mm 240千尾	42.2mm 391千尾	生産中 (12月~)	
	そい類	30mm 20千尾	33mm 21千尾	0	0	40.6mm 5.3千尾	42.7mm 3.3千尾	
	鹿島灘 はまぐり	2mm 10,000千個	1.1mm 4,691千個	1.0mm 5,699千個	0.8mm 111千個	1.3mm 6,075千個	(サイズ集計中) 11,041千個	

※黄色セルは目標を達成した年

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
(第8次茨城県栽培漁業基本計画 (R4~8)) について

R4年2月18日
第507回茨城海区
漁業調整委員会

次期計画の基本方針

科学的知見に基づく資源評価を実施し、適切な漁獲管理を行う資源管理型漁業を実践するとともに、その取組の一環として、資源の維持増大を図る栽培漁業を推進する。
 対象は、放流効果がある(事業化している)魚種を中心としつつ、ニーズが高く効果が未確認の魚種については生産を継続し、放流効果を確認する。
 併せて、高単価魚種への転換、海洋環境の変化(温暖化)への対応を図りつつ、養殖への種苗供給の検討を進める。

(参考) 国の検討状況

- 栽培漁業は資源管理の枠組みの中に位置づけ、漁獲管理と一体的かつ効率的な取組を推進する。
- 対象は、資源管理上効果のあるものを見極めたうえで重点化する。

現状と課題、種苗生産の考え方

※国の栽培基本方針はR4年6月公表予定

- 天然資源が減少していたり、放流効果が認められている魚種については、漁業者ニーズが高く、漁業収益の向上や水産業の成長産業化のために生産が必要である。
 ⇒高い放流効果により、漁業者負担を伴う事業として成立している**ひらめ**、**あわび**の継続。
 ⇒天然資源が減少しており、種苗生産技術が確立した**まこがれい**の継続(放流効果調査のためにサイズアップ&調査の拡大)。
 ⇒漁業者ニーズが高いものの、種苗生産が不安定な**鹿島灘はまぐり**については、種苗生産を縮小して新たに標識試験(茶色貝の生産)に取り組むとともに、**移植放流試験**を開始する。
- 海洋環境の変化(温暖化)により、様々な変化が生じている。安定した収入確保のためには、収益性の高い魚種への転換や温暖化に適応した魚種の生産や、養殖への転換など新しい取組が必要。
 ⇒高収益が期待される**ほしがれい**、温暖化に対応した**むらさきうに**の生産にチャレンジ。
 (養殖用種苗としての供給も検討)
- 種苗生産が安定しなかったり、放流効果が認められない魚種の生産を継続しても、事業化は見通せない。
 ⇒**そい類**は中止する。

魚種名	ニーズ	生産技術	放流効果	養殖活用	生産方針	生産計画
ひらめ	○	○	○	△	継続	100mm850千尾
あわび	○	○	○	○	継続	35mm240千個
まこがれい	○	○	不明	△	継続	50mm150千尾
ほしがれい	○	新規	新規	○	新規	50mm50千尾
むらさきうに	○	新規	新規	○	新規	10mm50千個
鹿島灘 はまぐり	○	△	△	△	縮小	2mm3,000千個、 5mm50千個
そい類	×	△	△	×	中止	-

知事許可漁業における有効期間中の許可の扱いについて

令和 4 年 2 月 18 日
茨城県農林水産部漁政課

1. 知事許可漁業の取り扱い

漁業法改正に伴い茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年 12 月 1 日施行。以下「規則」という）第 12 条第 1 項の規定により知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、漁業を営む者の数、漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、制限措置を定め、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないことが規定された。しかし、許可の有効期間中に新たに許可を行う場合の取り扱い及びその許可の有効期間について、統一的な定めがない。

2. 要 望

- ・ 許可の有効期間中の着業にかかる新たな許可の発給や対人漁業の許可において、従来行ってきた廃業見合いなどの承継手続きが出来ないことから、漁協（漁業者）から、許可の有効期間中の許可が発給できるよう要望が出されている。

3. 対 応(案)

- ・ 全ての知事許可漁業の「許可等に関する取り扱い方針」において、以下のとおり、有効期間中の許可の取り扱いにかかる規定を追加する。

(有効期間中の許可)

第〇 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 16 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

許可等に関する取扱方針を定めている茨城県知事許可漁業の許可一覧

- ・ 中型まき網漁業
- ・ 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- ・ 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）
- ・ 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）
- ・ 小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（貝まき漁業）
- ・ あわび漁業
- ・ 小型まき網漁業
- ・ 機船船びき網漁業
- ・ さし網漁業
- ・ かじき等流し網漁業
- ・ 固定式さし網漁業
- ・ はえ縄漁業
- ・ せん・かご漁業
- ・ 地びき網漁業
- ・ 潜水器漁業
- ・ なまこ漁業

許可等に関する取り扱い方針新旧対照表（代表例）

現 行	改正案
<p>中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号の規定による中型まき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほかこの方針の定めるところによる。</p> <p>（許可等についての適格性）</p> <p>第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>（制限措置）</p> <p>第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類</p> <p>中型まき網漁業</p> <p>(2) 許可等をすべき船舶等の数</p> <p>漁業法第57条第7項の規定により定められる最高限度内で、かつ、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数</p> <p>5トン以上15トン未満とする。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数</p> <p>定めなし</p> <p>(5) 操業区域</p> <p>茨城県海面とする。</p>	<p>中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号の規定による中型まき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほかこの方針の定めるところによる。</p> <p>（許可等についての適格性）</p> <p>第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>（制限措置）</p> <p>第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類</p> <p>中型まき網漁業</p> <p>(2) 許可等をすべき船舶等の数</p> <p>漁業法第57条第7項の規定により定められる最高限度内で、かつ、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数</p> <p>5トン以上15トン未満とする。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数</p> <p>定めなし</p> <p>(5) 操業区域</p> <p>茨城県海面とする。</p>

<p>(6) 漁業時期 1月1日から12月31日までとする。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有する者とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>4 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p>	<p>(6) 漁業時期 1月1日から12月31日までとする。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有する者とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>4 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上</p>
--	--

<p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p>	<p>支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</p>
--	---

<以下、改正箇所抜粋>

現 行	改正案
<p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p>	<p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p>

<p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(えび板びき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p>	<p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により6年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(えび板びき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p>
---	---

<p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(自家用餌料板びき網漁業)</p>	<p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により6年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(自家用餌料板びき網漁業)</p>
---	---

<p>の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。 (承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p>	<p>の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。 (承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により6年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>
--	--

<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(貝まき漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。 (承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p>	<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(貝まき漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。 (承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により6年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p>
---	---

<p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">あわび漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p>	<p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">あわび漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p>
---	--

<p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p style="text-align: center;">小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、</p>	<p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p style="text-align: center;">小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、</p>
---	--

<p>沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p>	<p>沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p>
--	--

<p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p style="text-align: center;">さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p>	<p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p style="text-align: center;">さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の</u></p>
---	--

<p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p>	<p><u>期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p>かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p>
--	--

<p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p>	<p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p>
--	---

<p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この方針は、令和3年5月7日から施行する。</p>	<p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この方針は、令和3年5月7日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>
--	---

<p>別記様式 (略)</p> <p>はえ縄漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項につい</p>	<p>別記様式 (略)</p> <p>はえ縄漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項につい</p>
--	--

<p>では、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この方針は、令和3年12月21日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">せん・かご漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第6 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第8 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第9 (略)</p>	<p>では、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この方針は、令和3年12月21日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">せん・かご漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第6 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第8 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第9 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第10 (略)</p>
--	---

<p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>様式1(標識)から様式4(標識) (略)</p> <p style="text-align: center;">地びき網漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p>	<p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第11 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>様式1(標識)から様式4(標識) (略)</p> <p style="text-align: center;">地びき網漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上</u></p>
--	--

<p>(許可の条件)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">潜水器漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p>	<p><u>支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">潜水器漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p>
--	--

<p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p style="text-align: center;">なまこ漁業の許可に関する取扱方針</p>	<p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p style="text-align: center;">なまこ漁業の許可に関する取扱方針</p>
--	--

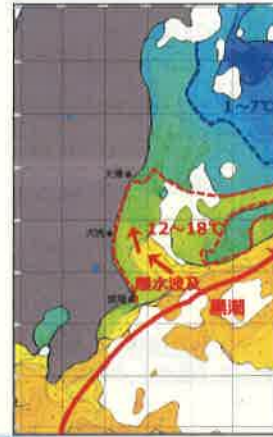
<p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第10 規則第9条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)申請理由書</p> <p>(2)第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類</p> <p>(3)船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録簿の写し(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は船舶契約書の写し。</p> <p>(4)茨城県内の漁業協同組合員にあっては、漁業協同組合長の副申書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1から第5 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護増養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第10 (略)</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第11 規則第9条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)申請理由書</p> <p>(2)第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類</p> <p>(3)船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録簿の写し(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は船舶契約書の写し。</p> <p>(4)茨城県内の漁業協同組合員にあっては、漁業協同組合長の副申書</p>
--	--

<p>(5)(4)以外の者にあつては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。</p> <p>(6)共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>(5)(4)以外の者にあつては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。</p> <p>(6)共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。</p> <p>付則</p> <p>1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。</p> <p>付則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p>
--	--

海区漁業調整委員会
令和4年2月18日

令和4年冬春季の 沿岸漁海況予報について

茨城県水産試験場 回遊性資源部

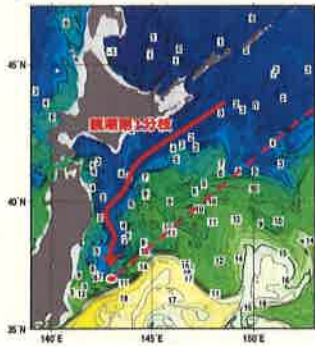


本県周辺海域の現況 (NOAA人工衛星水温画像2月13日)

- 黒潮
犬伏埼東60マイルを東北東に流去。
- 暖水域
黒潮系暖水が本県沿岸に波及。
茨城県海域は12～18℃の暖水に覆われる。
- 冷水
親潮系の冷水は沖合を南下し、福島県沖まで南下。
茨城県沿岸への冷水の影響は現在確認されていない。

親潮の勢力

気象庁発表100m深水温図 (2月12日)



現在の第1分枝の先端
(37°N, 143°E)

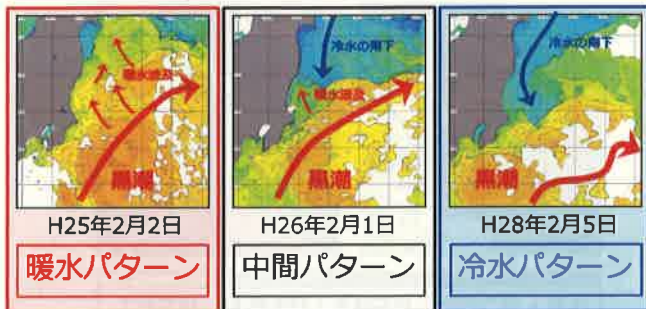
第1分枝の南限位置は向こう1か月
変化しない見込み (気象庁発表)

親潮第1分枝の動向次第では
本県沿岸域においても水温が
下がる可能性がある

黒潮の流路



海況パターンによる予測



1・2月の海況パターンが分かれば、その後の傾向がつかめる

今年の海況パターンは？

1月	2月
暖	中間

1月は暖水、2月は中間パターン

過去 (昭和53年以降) の傾向をみると・・・

1月	2月	3月	4月	5月
暖	中間	暖	暖	暖
		1回	1回	2回
		中	中	中
		1回	3回	2回
		冷	冷	冷
		3回	1回	1回

直近過去3年の海況パターン

H25	H26	H27	H28
1月	2月	1月	2月
暖	暖	暖	冷水

1月が暖水、2月が中間パターンの場合、
3月は冷水、4月は中間パターンであることが多い！

→ 3月に一時的に水温が下がり、それ以降は再び水温が上昇していく可能性がある

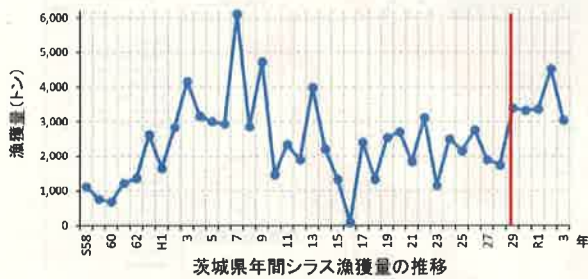
冬春季（3～5月）海況予測のまとめ

- 沿岸域では黒潮からの暖かい水が波及している
- 福島県沖まで親潮第1分枝が南下している
- 海況パターンから、3月は一時的に水温が低下するものの、4月以降は徐々に上昇する可能性がある

茨城県沿岸域の水温は「平年並～やや高め」で推移し、親潮第1分枝が本県沖まで南下した際には「低め」となる

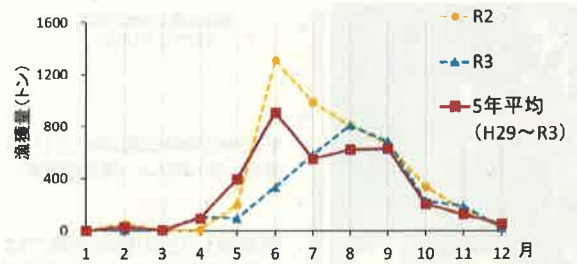
船びき網漁の漁況予測

シラス 漁獲量の推移（年別）

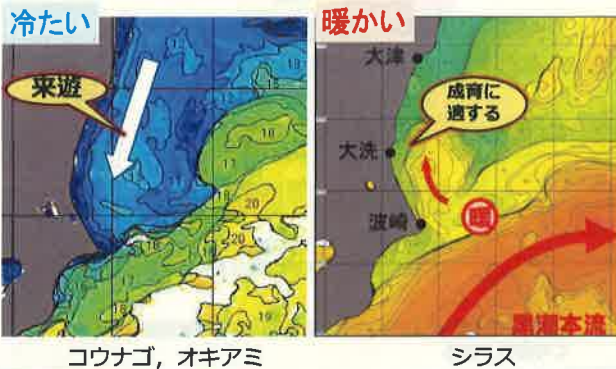


5年前（平成29年）から
年間3,000トン以上の高水準が続く

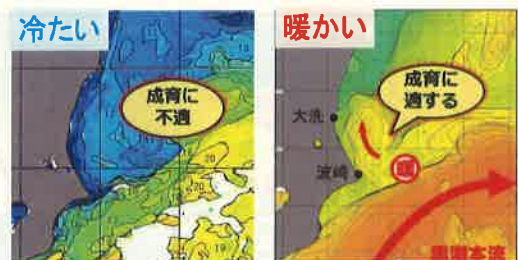
シラス 漁獲量の推移（月別）



シラス・コウナゴ・オキアミに適した冬春季の海況

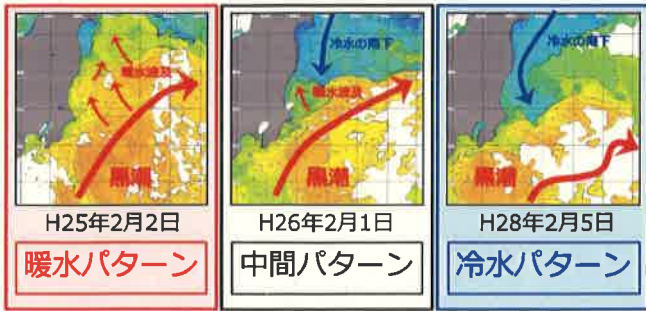


シラスと水温の関係

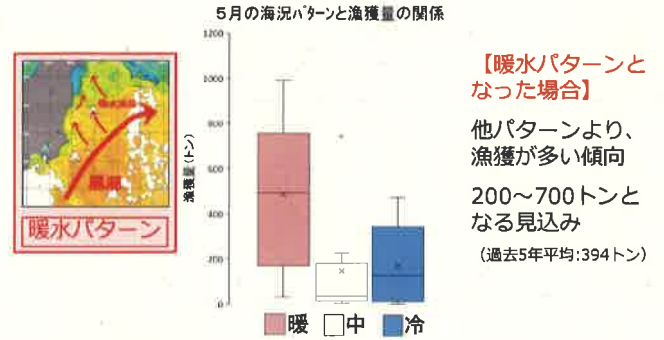


水温	15℃以下	16℃以下	17℃以下	18℃以上
シラス	減耗	小個体 ほど減耗	成長低下	成長安定

海況パターンによる予測

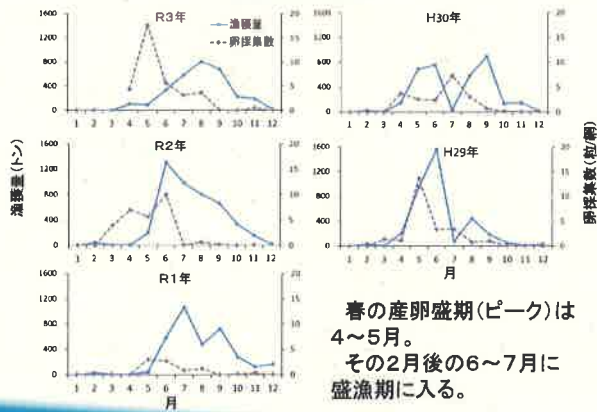


シラス 海況パターンから予測する5月漁況



H2~R3年(33年間)で比較
(暖水14年,中間9年,冷水8年) ※震災後2年間除く

シラス 今年の盛漁期はいつになる？ (産卵との関係)



漁況予測まとめ

魚種	予測の根拠	漁況予測
シラス※	<ul style="list-style-type: none"> 近年、シラスは好調 4月から暖かい海況 産卵ピークは4~5月 	好調 盛漁期は6~7月に始まる

※今後の調査により、海況、水温、産卵状況を随時把握し、4月に改めて、5~7月の予測を発表します。

漁況予測まとめ

魚種	予測の根拠	漁況予測
コウナゴ	・宮城、福島の子稚魚調査の採集量は、ごくわずか	来遊見込めず
オキアミ	・3月一時的に冷水が入る可能性	3~4月、8~10°Cの水域に 来遊の可能性